

20世紀型公共図書館から21世紀型 公共図書館への変化にともなう 利用者プライバシー保護のあり方の変動¹⁾

山 本 順 一

1. 本稿のねらい

本稿では、日本に限らず、図書館の世界で‘憲法’のごとき位置づけが与えられているように思われる‘知的自由’、この理念は日本に輸入されて‘図書館の自由’と呼ばれているが、この理念の中核的部分をなす‘ライブラリー・プライバシー’について、検討を加えたものである。多数にのぼる図書館利用者の多様な図書館利用に関する個人(的)情報の集積を‘ビッグデータ’として利用し、そこで生じる便益が図書館サービスの向上、新規サービスの開発を実現するであろう可能性、蓋然性に対して、従来のライブラリー・プライバシーの理念が阻害的機能をもつことを問題とする論調が業界の一部に確かに存在するように思える²⁾。検索窓にキーワードを入力する際、たった1字違ってもしつけないというのは辞書機能をもたないハンチクなOPACの仕様に問題があり、図書館利用者の個人的情報に直結するものとはいえないにしても、たとえば、これまで阻害例の代表例としてよく言われてきたものに、読書相談につながる「この本を読む人はこんな本も読んでいますよ」「この図書館で利用者によく読まれている本は…」「この分野でよく読まれているのは…」といういわゆる‘レコメンド機能’の実装などがある。また、種々さまざまな図書館で利用、活用されている(オンライン)システ

キーワード：ライブラリー・プライバシー、21世紀型公共図書館、知的自由、
図書館の権利宣言、サンフランシスコ公共図書館

ムの機能向上、バージョンアップなどにも、図書館利用者が現用のシステムを利用する際にログとして残してゆく（可能性のある）キーワード、ウェブページへのアクセス情報など、個人的情報の収集・分析・活用の意義が説かれることが多い。

もっとも、図書館システムの機能向上などに対する利用者の個人情報利用の可能性の議論は館種を選ぶものではないが、知的自由との関連でライブラリー・プライバシーが深刻な様相を見せるのは主として公共図書館と学校図書館であることは大いに認識しておくべきことである。大学（学術）図書館でイスラム教、イスラム世界の研究者がそれに関する文献を利用し、核兵器や生物兵器、その他軍事研究にかかわる省庁や企業などの専門図書館で爆薬やテロに関する文献が大いに利用されるのは当然のことで、誰がそのような文献を利用するかもあらかじめ周囲の承知していることである³⁾。図書館利用者の誰がどのような趣味関心をもっているかも分からず、利用する文献にていねいに解説、記載されている知識、スキル、思想がどのような形で個別の図書館利用者に利用されるかさっぱりわからず、社会の秩序破壊、犯罪的行為に利用されることが懸念される。図書館で利用できる特定の情報資料が矛盾と理不尽だらけの現体制の構造変革や転覆に利用されたり、殺人等の凶悪犯罪の下敷きにされたりするとこわいということで、また政治犯や刑法犯の速やかな逮捕のために、多種多様な図書館利用者を個々具体的に監視したいという押さえ切れない体制側の取締りの意欲が公共図書館における知的自由の理念を不可避免的に産出したといえなくもない。たとえば、疑いをかけられた図書館利用者はアルカイダの組織に関係なく、シンパでもなく、ただイスラム世界について理解を深め、国際交流に活かしたいだけということが多いかもしれない。内外の映画やテレビは凶悪犯罪をテーマにしていることが多く、推理小説、ミステリー小説のほとんどには凶悪な殺人手法とテロ戦略が満載である。これら推理小説、ミステリー小説を楽しんだ図書館利用者が相当の確率で殺人鬼やテロリストになるだろうか⁴⁾。わたしは、人間社会の歴史がそのような事実であふれかえっているとの研究成果をみたことがない。

また、小・中・高等学校の図書室、学校図書館で、「あの子はアンナ本を読んでいる。借りている」という事実を知ってしまった教職員や図書委員、同級生などが、誤った先入観をもち、捏造されたプロフィールから実態にそぐわない学習指導や生活、進路指導をしたり、へんな趣味関心をもつ人格像をイメージした同級生や先輩などが仲間はずれやいじめの対象にしたりすることは大いにまずいことである。

公共図書館や学校図書館において、さまざまに偏差をもつ図書館利用者に対して、本来なんの制約もなく、自由気ままに闊達な思考と想像の翼を広げさせ、基本的人権を守るために機能を発揮することが期待されているのが‘知的自由’という理念であり、その20世紀にアメリカの図書館界で産声をあげた知的自由というすばらしい理念には論理必然的に‘ライブラリー・プライバシー’が含まれていた。

1.1 日本の公共図書館における‘ライブラリー・プライバシー’の法的保護の現状

本稿は、主としてインターネット関連、デジタルコンテンツの提供に相当程度踏み込んでいるアメリカの公共図書館が図書館利用者の図書館利用事実まつわる‘ライブラリー・プライバシー’をどのように具体的に事実上、また法的に保護を（しよう）しているかについて詳細に検討しようとするものである。その心底では日本の（公立）公共図書館の現在の法的対応のまづさを認識している。すでに2000年代に沖縄国際大学の山口真也先生が一連の調査研究で明らかにされているが、日本の公共図書館、学校図書館における図書館利用者の秘密性保護は設置自治体の個人情報保護条例にもとづく雑なものであり、その状況は現在も変わるところはない。また、個々の利用者の脳裡・心中を映し出した特定の資料の貸出や特定のテーマに関するレファレンスサービスなど、アナログおよびまたはデジタルで図書館利用者の利用記録情報を取扱い、一時的にか一定期間か蓄積しているにもかかわらず、行政組織上の公共図書館、学校図書館は、これらの情報を思想・信条に

かかわる個人情報は一切取扱っていないとされている⁵⁾とのことである。

2. 簡単に‘プライバシーの権利’をながめておくと

基本的人権のカタログに‘プライバシー’という理念が加えられたのは1890年に刊行された『ハーバード・ローレビュー』に掲載されたウォーレンとブランドイスの論文「プライバシーの権利」⁶⁾を契機とすることはよく知られている。そこで唱えられたプライバシーの権利は、第三者⁷⁾の特定個人の私的領域への侵入を峻拒する‘ひとりにしておいてもらう権利’ (right to be let alone) であった。

この‘プライバシーの権利’の法的構造について詳細に論ずることは、わたしの乏しい力量ではかなわない。ここでは本稿のテーマに必要な程度の一応確実な情報が得られれば十分である。‘プライバシーの権利’は、法源に立ち返れば、コモンローの次元、憲法の次元、そして制定法の次元でそれぞれ造型されるもの、構成されてきたものであり、それらが重層的、立体的に絡まりあい規範としての効力を発揮している。

2.1 コモンロー上の‘プライバシーの権利’

まず、コモンローの側面からみることにするが、判例の積み重ねによってできあがるコモンロー上のプライバシーの権利は、異なるjurisdiction (法的管轄区域) であるそれぞれの州によって微妙に異なることは避けがたい。ここではたまたまネット検索でヒットしたアラバマ州のコモンロー上の権利について論じられているウェブページ⁸⁾を素材として、アウトラインを示してみたい。

「(コモンロー上の) プライバシーの権利は、令状なき (私生活の) 公開 (unwarranted publicity) をまぬがれ、世間から距離をおいた生活 (a life of seclusion) を送る権利であり、世間が関心をもつ必要のない事柄について公式の令状発給を前提としない世間の干渉を受けない生活を享受する権利」⁹⁾とされる。今日では、コモンロー上のプライバシーの権利は一定の成長を遂

げ、能動的側面を強化し、プライバシー侵害行為に対して積極的にこれを差止め、排除できる¹⁰⁾。コモンロー上の不法行為 (torts) にあたるプライバシー侵害行為は、通常人の感覚からすれば、その侵害行為による精神的な打撃は非日常的な羞恥心、屈辱感をもたらし、怒りを禁じえないもので、侵害行為の差止めと慰謝料請求、損害賠償請求を可能とする。プライバシー侵害によって認められる不法行為については、次の 4 つの明確な非違行為から構成される¹¹⁾。

- ①ひとりであること、世間と距離を置いていることへの侵害
- ②ひとにふつうに備わっているはずの体面を侵害する情報の公表
- ③公衆の好奇の目からすれば必ずしも不名誉とは言わないまでも、誤解を生む状況に追い込む行為
- ④商業的利益を得ようとして、個人的な属性、人柄を利用する行為

2.2 連邦憲法上の‘プライバシーの権利’

1787 年に制定され、現在も機能している成文憲法としては世界最古のアメリカ合衆国連邦憲法には、翌年に上程可決された権利章典 (Bill of Rights) などの基本的人権をうたいあげた人権条項が並んでいる。これら修正諸条項のなかに明文上‘プライバシー’の権利はその姿を確認することはできない。しかし、‘プライバシーの権利’は (連邦) 憲法上、政府や行政にとどまらず、その対世効も一定の範囲で認められているとの理解が一般的である。コーネル大学の法情報提供センター (Legal Information Institute:LII) がインターネット上に公開しているウェブページ、「プライバシーの権利 (right of privacy) 概観」¹²⁾ にアクセスし、それを眺めてみよう。

「州のコモンローもしくは制定法によって保護されているパブリシティの権利 (right of publicity) とは異なり、より広範なプライバシーの権利は連邦憲法上論理的に導き出されるものとされてきた。連邦憲法の明文規定にその言葉はないが、1890 年のそのときルイス・ブランダイス (Louis Brandeis) (連邦最高裁判所) 判事が‘ひとりにしておいてもらう権利’ (a

right to be left alone) を正面から認めた。この権利は成長し修正14条（市民権・法の平等な保護, 正当手続条項, 平等保護条項）によって保護される個人的自律の自由 (a liberty of personal autonomy) となった。また, この権利はすべての事件で狭く定義されるけれども, 修正1条（信教・言論・出版・集会の自由, 請願権）, 4条（令状主義）, および5条（大陪審の保障, 二重の処罰の禁止, デュー・プロセス・オブ・ロー, 財産権の保障）がある程度プライバシーの保護を提供する。連邦憲法上のプライバシーの権利は, 個人的情報へのアクセスを制約する制定法上のプライバシーの権利とともに発展してきた。連邦通商委員会はこのような制定法上のプライバシーの権利の遵守を強く迫っており, プライバシーに関する基本方針とプライバシー宣言の公表がその動きの証拠である。しかしながら, その諸様式のすべてにおいて, プライバシーの権利は国の考慮せざるを得ない諸利益との均衡を図るべきものとされている。そのような考慮せざるを得ない諸利益には, 公衆がしたがう道徳, 個人の精神的健康, および生活の質の改善が含まれている。」

2.3 個人的情報へのアクセスを制限する連邦制定法

本稿が直接の検討対象としようとしている‘ライブラリー・プライバシー’については, デジタル・ネットワーク社会における‘個人的情報へのアクセス’を問題とすることになる。続けて, コーネル大学法情報提供センター (LII) の該当ウェブページ¹³⁾を検討することとし, これはいささか長くなるが訳出しよう。

「プライバシーの権利は進展を続け, 自分自身についてどのような種類の情報を収集されてもよいか, およびその情報がどのように利用されてもよいのかを当該個人が決定できるということを保護することになった。たいていの商業的なウェブサイトは, 一定の様式だけでなく, ‘クッキー’を活用して, 訪問者から, 氏名, 住所, eメールアドレス, 人口統計学的な情報, 社会保障番号, IPアドレス, および会計的な情報などの各種情報を収集している。多くの場合, その後, マーケティング目的から第三者に

提供される。連邦政府機関や金融機関などのその他の組織団体もまた個人的情報を収集する。このような個人情報の流通によって生み出される詐欺やアイデンティティの窃取は、個人情報収集機関の内部的保護の仕組みづくりに加えて、情報収集作業の開示、オプトアウトの機会提供を要求するプライバシー権立法を推進する要因となってきた。しかしながら、そのような要件の整備はまだ市場のすべての部分に行き渡ってはいない。

‘通商’ (commerce and trade) というタイトルをもつ合衆国法典 15 編の第 2 章, 「連邦通商委員会：輸出の振興および不正競争方法の防止」 (Federal Trade Commission; Promotion of Export Trade and Prevention of Unfair Methods of Competition) の 45 条は ‘不正競争方法は違法；委員会による防止’ という条文見出しをもつ。この第 45 条は、連邦通商委員会に対して、「通商においてあるいは通商に影響を及ぼす不正な競争方法、および不正ないし詐欺的行為もしくは通商におけるあるいは通商に影響を及ぼす業務」を防止する責務を課している。プライバシーの問題において、連邦通商委員会の役割は、プライバシーは守るという市場において行われた約束を履行させるというものである。いくつかの関連する連邦法の定めがあり、連邦通商委員会がこの責務を遂行する際の基礎を形作っている。(具体的には以下に言及する) プライバシー法 (合衆国法典第 5 編第 552a 条) (Privacy Act of 1974 (5 U.S.C. § 552a)), グラム・リーチ・ブライリー法第 6801 条-第 6809 条 (Gramm-Leach-Bliley Act (15 U.S.C. §§ 6801-6809)), 公正信用報告法第 1681 条以下 (Fair Credit Reporting Act (15 U.S.C. § 1681 et seq.)), および児童オンラインプライバシー保護法第 6501 条-6506 条 (Children’s Online Privacy Protection Act (15 U.S.C. §§ 6501-6506)) がそれにあたる。

1974 年制定のプライバシー法 (5 U.S.C. § 552a) は、その情報の権限のない開示を防止することによって連邦政府が保有している個人的情報を保護している。また、個人人はその情報を調査し、訂正を求め、そのすべての開示閲覧について知らされる権利を有している。情報自由法 (Freedom

of Information Act) がこれらの手続きを容易なものとしている。

(1999年制定の金融近代化法 (Financial Modernization Act of 1999) としても知られる) グラム・リーチ・ブライリー法は、個人的な金融情報の保護のためのガイドラインを定めている。金融機関には、(合衆国法典第15編第6803条 (15 U.S.C. § 6803)) の定めにより、顧客に対して、どのような種類の情報が収集され、どのようにその情報が利用されるかについて説明するプライバシーポリシーを提供することが求められている。そのような機関に対しては、さらに彼らが顧客から収集する情報を保護するための規約の作成が求められている。

(合衆国法典第15編第1681条以下 (15 U.S.C. § 1681 et seq.) に定められている) 公正信用報告法は、消費者信用報告機関によって収集される金融上の個人的情報を保護している。そのような情報にアクセスできる人びとを制限する同法、およびその後の改正法は消費者が収集される消費者自身の情報を入手し訂正することができる手続きの簡素化を進めてきた。また連邦通商委員会は、金融上の個人的情報を詐欺的に入手することを明示的に禁じており、'なりすまし' (pretexting) として知られる犯罪行為としている。

児童オンラインプライバシー保護法 (合衆国法典第15編第6501条-第6506条 (15 U.S.C. §§ 6501-6506)) は、子を持つ親に対して (13歳未満の) 子どもについてオンライン上でどのような情報が収集されるかに関してコントロールすることを認めている。子どもたちを対象とするかもしくは故意に子どもたちから個人的情報を収集しようとするか、いずれにしても子どもたちの個人的情報を収集するウェブサイトの運営者は、プライバシーポリシーを公表し、子どもたちから情報を収集するに先立ち親の同意を得、その情報をどのように利用するか親に決めさせることを認め、そしてその子どもからの将来にわたっての収集につきオプトアウトする選択肢を親に与えることを求めている。

しかしながら、うえに記したようにプライバシーの権利が制定法で定め

られているにもかかわらず、市場へのその他の参加者については、同様のプライバシー保護の措置や開示の実行に関する手続きの作成は法によって義務付けられてはいない。むしろ、連邦通商委員会は、(プライバシー保護の規制のない)市場の残余の部分については、消費者プライバシー (consumer privacy) を保護する任意の仕組みをつくることを奨励している。もっとも、連邦議会にあてた (1998 年と 2000 年の) 二つの報告書において、連邦通商委員会は、プライバシーの権利を確立した制定法の射程距離の外にある多くのウェブサイトについては、個人情報の収集作業についての消費者に十分な情報提供をしておらず、またウェブサイトの多数が訪問者の個人的情報のプライバシー保護も十分に行っていないことを認めている。個人情報を収集する側の任意のプライバシー保護の仕組みづくりは不十分で、個人的情報へのアクセスの分野におけるさらなるプライバシーの権利に関する立法の必要性が大いに認識されているとよさそうである。」

2.4 ライブラリー・プライバシー (州) 法の浸透

以上に示した通り、要領よくまとめられた関係するウェブページを抜粋訳出してきたところからも明らかなように、アメリカにおいて、大衆社会化が進行する 19 世紀末から 20 世紀にかけて ‘セレブの秘密は蜜の味’ のようにプライバシーを商品化するイエロージャーナリズムが跋扈するなかで生まれたコモンロー上のプライバシーの権利は、憲法の人権法理と照合され、多様な内容をもつ新たな人権として定着していった。そして、20 世紀が深まりインターネットが社会を覆う 21 世紀を迎え (ようとす) る状況において、プライバシー法、グラム・リーチ・ブライリー法、公正信用報告法、児童オンラインプライバシー保護法など、個別のプライバシー法益に応える連邦法が制定実施されるようになった。

ここで図書館の外の世界ではあまり議論されることはない、ひとつの厳然たる事実を指摘しておきたい (図書館情報学をふつうに勉強していれば、こ

れはジョーシキに属する)。確かに、ライブラリー・プライバシー法という連邦立法は存在しないのであるが、ライブラリー・プライバシー法は確かに制定法として存在するのである。アメリカ図書館協会のウェブページのなかに「図書館（利用）記録に関するプライバシー州法」（State Privacy Laws Regarding Library Records）との標題を付したものが¹⁴⁾ある。訳してみよう。

「アメリカ図書館協会は、すべてのライブラリアンたちに対して、とりわけ公共図書館で働くライブラリアンたちに対して、地元の顧問弁護士と協働して、法執行機関からのあらゆる要求に関して即座に対応できるように、各州の秘密性の（保持を定める）法令についての理解を深めるよう促している。48の州とワシントンDCは、すでに図書館（利用）記録の秘密性を保護する法令を備えている。ケンタッキーとハワイの2州には、図書館利用者のプライバシーを保護する法務総裁見解が存在する。これらのライブラリー・プライバシー保護の州法等の文言は、州によって異なる¹⁵⁾。アメリカ図書館協会は、それぞれの図書館が（ライブラリー・プライバシーについての）図書館利用者から求められる情報または図書館利用者から受取った情報、および利用者が閲覧、借覧した資料または利用者が得た情報資料の秘密性を認める基本方針〔ライブラリーポリシー〕を採択するよう勧告している。そこで対象とされる情報資料には、データベース検索の記録、貸出記録、図書館間相互貸借（ILL）の記録、およびその他の個人識別可能な図書館資料、施設設備の利用、イベントへの参加、またはレファレンスインタビューなどの図書館サービスが含まれる。図書館は、公共の安全あるいは犯罪的行為に関連する振る舞いを規律する現行法令にしたがうことが期待されている。

図書館は、（図書館利用記録の開示・提供を要求する）令状もしくはその他の法的命令を受けたときに、法執行機関職員と協働するための手続きを定めなければならない。図書館は、州法の枠組みの範囲内において、法執行機関と迅速に協力する。」

本稿では、後にニューヨークやボストン、サンフランシスコなどの公共図書館のプライバシーポリシーを具体的に検討することになるが、これらはたんなる実務上のガイドラインにとどまるものではなく、州が定める個別的プライバシー保護立法である‘ライブラリー・プライバシー法’の範囲内で一定の法的効力、実定法上の規範力をもつものであることをあらかじめ確認しておきたい。

3. 図書館の権利宣言と‘ライブラリー・プライバシー’

3.1 ライブラリー・プライバシーの論理

(図書館)利用者のプライバシー (user privacy) といえば、「当該利用者自身の関心の対象を第三者によって吟味、精査されることなく、自由に調査研究できる権利をいう。図書館がその利用者について個人を特定しうる情報を保有し、その利用者のためにそのような情報を秘密にしておかなければならない場合、そこに秘密性 (confidentiality) が存在することになる」とされる。この「(利用者の) 秘密性を守ることが図書館の責務のひとつである」¹⁶⁾。このように定義される図書館 (情報学の世界で) のプライバシー (library privacy) 理念 [以下, ‘ライブラリー・プライバシー’ と呼ぶ] は、先行して生まれた ‘ひとりにしておいてもらう権利’ と密接なかかわりを持つ。

この ‘ライブラリー・プライバシー’ を構成する「(図書館) 利用者のプライバシーおよび秘密性を保護することは、長きにわたり図書館の使命の必須不可欠の部分とされてきた。アメリカ図書館協会は、1939 年以来、(ライブラリー・) プライバシーを確認、肯定してきた」¹⁷⁾。‘1939 年以来’ としているのは、ライブラリー・プライバシーの理念が同年にアメリカ図書館協会が採択した「図書館の権利宣言」(Library Bill of Rights) がすべての利用者に対して (偏りのない) 図書館資源への自由なアクセスを保障するところに明らかに存在するからだと理解されてきた。図書館がその時々保守派・体制派が忌み嫌う思想や考え方に図書館利用者を自由かつ安全にアクセスさせ

ということとは、そのことによって発生することが懸念される当該利用者への差別、弾圧迫害、不利益措置を回避しなければならず、その匿名性の保障が前提となる。典型的な体制的な‘ライブラリー・プライバシー’を侵害する活動が法執行機関による図書館（利用者）の監視、‘ライブラリー・サーベイランス’（library surveillance）である。‘ライブラリー・プライバシー’の理念と表裏一体の理念である‘知的自由’は、「すべての個人が有する、なんらの制約なくあらゆる観点から、（必要とする）情報を探索し、かつそれを受取るという両方の側面をもつ権利である。この権利によって、あらゆる思想表現への自由なアクセスが可能となり、特定の問題、主義主張あるいは運動のあらゆるそしてすべての側面を探求することができる」¹⁸⁾。

3.2 「図書館の権利宣言」の登場

アメリカ図書館協会が採択した「図書館の権利宣言」にはプレリュード、序曲があった。前年の1938年、当時ナチス・ドイツがヨーロッパを席卷するかのような状況にあり、図書館界を含むアメリカ社会ではファシズムに反対する検閲の動きの高まりの中で、アイオワ州デモイン公共図書館において、館長フォレスト・B・スポールディング（Forrest Brisbin Spaulding）が「図書館の権利宣言」（Library Bill of Rights）を起草し、採択された。その翌年（1939年）、1930年代アメリカの過酷に過ぎる状況を描いたジョン・スタインベック（John Ernst Steinbeck）の『怒りの葡萄』（*The Grapes of Wrath*）が刊行され、デモインで採択された「図書館の権利宣言」があらためて全国レベルのアメリカ図書館協会で図書館界の規範的文書として認められることになったのである。さらに翌年の1940年、デモイン公共図書館において、その所蔵図書、アドルフ・ヒトラーの自伝と政治的世界観をあらわした『我が闘争』（*Mein Kampf*、オリジナルは2巻よりなり第1巻は1925年、第二巻は1926年刊行）を利用者に提供することが問題とされている。そのとき、スポールディングは、「もっと多くの人びとが『我が闘争』を読んでいたならば、ヒトラーの独裁政治のいくらかの部分は防ぎえたかもしれない」と言っ

たとされる。また、彼は「(当時の) アメリカ合衆国の危険はヒトラーについてのすべてを知らないことではなく、彼についてのすべてを知ろうとしないことにある」と述べた。彼のすばらしさは「わたしたちが恐れるべきは、この非常事態の日々において、偏狭な心 (small minds) に向かう傾向があることだ」¹⁹⁾と喝破したことにある。

確認しておこう。‘ライブラリー・プライバシー’は私的領域への第三者の関与を排除するたんなる‘プライバシー’の権利にとどまるものではなく、体制派から嫌われる文献を真摯に検討吟味しようとする良心ある少数派を護る加重的プライバシーの権利であることを。そこには常に腐敗墮落しかねない国政を信託された政府の行状を国民として監視し、みずからの生活と人生を安全で幸福なものとするために政府に対して適切で適法な抵抗・反撃を加えることを保障するアメリカ連邦憲法修正第 1 条が存在する。修正 1 条は関係する事実とデータを‘知る権利’ (right to know) を認め、政府内部に蔓延する腐敗・墮落・偏頗なイデオロギーを広く社会に喧伝し、市民運動を巻き起こすための‘表現の自由’の行使を期待している。日本の現行憲法 21 条の母型であるアメリカ連邦憲法修正 1 条の訳²⁰⁾を念のためにあげておく。

修正第 1 条 [信教・言論・出版・集会の自由, 請願権] [1791 年成立]

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。

貧富の格差、老若男女、障害の有無、種々のマイノリティへの差別を超えた‘ライブラリー・プライバシー’という市民に平等、機会均等に開かれた理念は、連邦憲法修正 1 条にとどまらず、4 条、5 条、14 条によって支えられる見事な基本的人権ということを確認しておこう。

3.3 アメリカ図書館界が‘検閲’とみなすもの

‘ライブラリー・プライバシー’は、少なくない場合において、その社会

の多数派、体制派ができるだけ多くの人たちを遠ざけておきたい、理解し同調してほしくないと考える情報、知識、資料に（特定の影響力を持ちえる）人（たち）が近づこうとしたときに問題としてあらわれる。すなわち、検閲と表裏の関係にある。検閲をできるだけ排除すれば、ライブラリー・プライバシーを問題とする局面が減少し、よい方向にも悪い方向にも社会が変化する可能性が生まれるかもしれない（悪い方向への動きは、自由な情報へのアクセスの集合が生み出す百家争鳴の活性化した思想の市場によって押しとどめられよう）。ライブラリー・プライバシー’を対象とする本稿において、図書館と検閲についてあらためて押さえておくことは有益だと思われる。

アメリカ図書館協会が‘知的自由と検閲’についての議論を整理しているウェブページがある。ここで‘Intellectual Freedom and Censorship Q & A’というタイトルを与えているページ²¹⁾から一部を抜粋し、抄訳しておきたい。

まず、‘検閲とはなにか?’と題する項目では、以下のように書かれている。「検閲とは、個人であれ、団体であれ、また政府職員であれ、特定の人びとが不愉快に感じ、危険だと信じる思想と情報を抑圧するものである。それは、だれかが「わたしがそれに反感をもっているから、誰に対してもこの本を読ませるな、あるいはその雑誌を買うな、あるいはその映画を見るな」といっている以上に複雑なものではない。検閲しようとする人たちは、なにが真実で適切妥当か、あるいは反体制的で不愉快なものがなにかについての見解を他のすべての人たちに押し付けようとして国家権力を行使しようとする。検閲者たちは、図書館のような公的諸機関に対して、彼らが不適切または危険と判断する情報を公衆にアクセスさせないよう提供禁止および排除するように圧力をかけ、ほかのだれもがその資料を読んだり見たりせず、またそのことについて自分自身の確固とした信念をもつことがないようにしたい。つまり、検閲者はすべての人びとに代わってその資料の判断をし、決めつけてしまいたいのである。」

また、‘どのようにして検閲が行われるのだろうか?’というところでは、

次のような記述がみられる。「図書、雑誌、映画やビデオ、あるいは芸術作品のような、著作者の思いや考えが表現された資料について、市民がアクセスできないように排除されるか、その状態が維持されるとき、検閲が発生することになる。特定の諸個人や圧力団体は、彼らが反対する資料を特定する。彼らはときに学校に対してそれらを利用しないように働きかけたり、図書館に対してそれらの資料を配架しないように働きかけたり、書店やビデオ販売店に気に入らない著作や作品を販売しないよう働きかけたり、出版社にそれらを出版しないように働きかけたり、また美術ギャラリーにそれらを展示しないように働きかけ成功を取める。また、年齢やその他の属性によって、ある資料が特定の聴衆観客に対して制限を受ける場合にも、検閲が発生する。」

そして‘誰が検閲をしようとするのか?’という項目は次の通り。「たいていの場合、検閲をする人は、その検閲が社会を改善し、子どもたちを守り、また当該検閲者が失われた道徳的価値とみなしているものを回復させると信じている、真剣に関心をもつ個人といえる。しかし、連邦憲法修正第1条のもとでは、たとえ検閲者がそれらの考えを反体制的だと考えたとしても、わたしたちのそれぞれは憲法上保護された思想について、読み、眺め、聴く権利を持っている。」

‘ほんとうに検閲されなければならないという種類の表現は存在しないのだろうか?’というところでは、次のように説く。「連邦最高裁判所は、修正第1条によって保護されない特定の狭い範囲の表現が存在するとの判断をしてきた。それは、猥褻、児童ポルノ、名誉毀損、および‘挑発的言辞’(fighting words)、すなわち直接的で急迫の無法違法な行為を誘発しかねない表現をいう。また、政府は、戦時の軍隊の活動展開、国防上の秘密指定情報など、それが国家安全保障上必須不可欠と考えられる場合、一定の情報の秘密保持の強制を認めている。」

3.4 ライブラリー・プライバシーと法執行機関

1939年にアメリカ図書館協会が利用者の‘ライブラリー・プライバシー’の保護をも射程にとらえた「図書館の権利宣言」が採択されて以降、法執行機関はアメリカの公共図書館を対象として特定の図書や雑誌の利用に関して、ひそやかなしかし大規模に‘ライブラリー・サーベイランス’を行ってきた。1970年代はじめには、内国歳入庁（IRS）²²が違法な爆弾製造とその利用を捜査するため、その容疑者リストの作成を図り、全国の公共図書館の貸出記録にアクセスしようとしていることが露見し、1980年代にはFBIが共産圏諸国からの移民等やそのことを想起させる氏名、訛りをもつ大学図書館と一部の大規模公共図書館の利用者を対象として、やはり利用記録をかきまわす図書館監視プログラム（Library Awareness Program）を実施していることが発覚した。後者では、FBIは軍事利用可能な科学技術情報の閲覧、貸出、複写に着目していた。このような大掛かりな連邦政府法執行機関の‘ライブラリー・サーベイランス’などの弊害を経験したアメリカでは、先にもふれたが、早くも1973年に50州のうち48州の州議会で‘ライブラリー・プライバシー’の侵害を防止する州法を制定している。ニューヨーク州議会でこのような趣旨をもつ立法が可決されようとしたとき、ある議員が次のように述べたとされる。「可能な限り最大限広範囲に思想を集積した特異な聖域である図書館は、誰かが自分が何を読んでいるかを監視し、自分を脅迫する手段としてその事実を利用するかもしれないとの怖れを抱くことなく、利用者が読みたいあらゆるものを読む権利を保障するために、図書館が保有する利用記録の秘密性を保護しなければならない。図書館の利用記録は、公的および私的な道徳観の守護者を自認する輩、ならびにその憲法が認める特権を不当に超えて行使しようとする公務員たちから、保護されなければならない。そのような保護がなければ、図書館利用者たちは自分自身の読書履歴を知っている第三者が存在する可能性の恐怖のために、あらゆる事柄を探究しようとする精神をもってさまざまな思想が咲き乱れる並木道を散策しようとしなくなるであろうから、図書館利用者たちの間に発生する萎縮効果を野放

しにすることになってしまうであろう。』²³⁾

3.5 倫理綱領とライブラリー・プライバシー

次に、直接的に法的効力を持つものではないが、図書館専門職の業界規範のひとつである倫理綱領に‘ライブラリー・プライバシー’がどのように位置づけられているかについてみておきたい。日本の戦後改革の一環としてアメリカ型民主主義の移植が図られ、そこで公共図書館の振興が図られたこともあり、ここでもまず「アメリカ図書館協会の倫理綱領」(Code of Ethics of the American Library Association)²⁴⁾をながめよう。この倫理綱領もまたうえにみた「図書館の権利宣言」と同じく、1939年に採択²⁵⁾されており、その後、1981年、1995年に改正が加えられ、最新版は2008年に改正されたものである。ここでは、「十分な情報と知識を供給された市民社会に基礎を置く政治的システムにおいて、わたしたち(=ライブラリアン)は専門職のメンバーとして知的自由と情報へのアクセスの自由を信奉することを明確にする。わたしたちは、現在と将来の世代に対して、情報と思想の自由な流通を確かなものとしなければならない特別な義務を負っている」と書かれ、その専門職の内と外に向けて具体的に8項目の‘約束’をしている。2番目に「わたしたちは知的自由の諸原則を支持し、図書館の抱える諸資源に対して(事前事後の)検閲をしようとするあらゆる努力に抵抗する」とあり、3番目に「わたしたちは、利用者によって探索もしくは受取られた情報、および閲覧されたり、借り出されたり、入手されたりあるいは送信されたりした諸資源に関するプライバシーと秘密性についてのそれぞれの図書館利用者の権利を護る」と定められている。いささか抽象的ではあるが、伝統的な紙媒体資料等とデジタル、インターネット情報資源の利用から発生する図書館利用者の利用情報(記録)が‘ライブラリー・プライバシー’の対象とされていることがわかる。

次に、各国の図書館協会等に対する指針となる世界標準的な業界規範である「国際図書館連盟のライブラリアンおよびその他の情報業務の従事者のため

の倫理綱領 (IFLA Code of Ethics for Librarians and other Information Workers)²⁶⁾を検討する。これは2012年に採択されている。その前文には、「思想と情報を共有する必要性は、ここ1、2世紀において社会がその複雑さを増すにつれて、いっそう重要なものになってきており、またこのことが図書館と図書館の実務・実践のための理論的根拠を提供している」との基本的認識が示されている。そして、「社会的、文化的および経済的豊かさの向上に資する情報サービスこそ図書館の理論と実践の核心に位置づけられ、まただからこそライブラリアンたちは社会的責任を負っている。さらにいえば、ひとが情報と思想を共有する必要性があるとの信念は、情報に対する権利の認識を意味している。とりわけ国際連合世界人権宣言(1948)に述べられているように、基本的人権の思想は、わたしたちのみんなに他者の人間性を認識し、彼らの諸権利を尊重すべきことを要求している。とくに。同宣言19条には、あらゆるひとが自由に自分の意見を持ち、それを表現し、また自由に情報にアクセスできる権利をもつことが定められている」ことを確認している。

そして、この国際図書館連盟の倫理綱領では、6つの項目があげられているが、その3番目に「プライバシー、秘密および透明性」がある。「ライブラリアンとその他の情報業務の従事者は、個人のプライバシーと、当該個人と(図書館など)勤務している組織との間で必然的に共有している個人のデータを尊重しなければならない。図書館とその利用者との関係は秘密性をともなうものであり、ライブラリアンとその他の情報業務従事者は利用者データをオリジナルの業務上の処理を超えて共有することのないように適切な措置をとらなければならない。ライブラリアンとその他の情報業務従事者は、政府、行政および企業の業務が一般市民の精査吟味に開かれるように透明度の高い業務遂行を支持し、関与しなければならない。彼らはまたいわゆる‘公益通報者’によって利用者の秘密性の侵害を構成することになる非違行為、汚職および犯罪行為が暴露されることこそ公共の利益にかなうということを理解しなければならない。」

日本の図書館界で倫理綱領がはじめて作成されたのは、1980年とアメリ

カから40年遅れる。アメリカでは倫理綱領の遵守が求められるのは図書館で働く職員の一部である専門職ライブラリアンに限られるが、日本では「図書館に働くすべての職員」を対象としている。その「図書館員の倫理綱領」²⁷⁾の冒頭に「この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である」とある。倫理綱領のなかみは12の項目が挙げられており、その‘第3’として「図書館員は利用者の秘密を漏らさない」という見出し文に続けて、「図書館員は、国民の読書の自由を保障するために、資料や施設の提供を通じて知りえた利用者の個人名や資料名等をさまざまな圧力や干渉に屈して明かしたり、または不注意に漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。このことは、図書館活動に従事するすべての人びとに課せられた責務である」と定められており、書き振りからして、現在の日本の（公共）図書館の状況をそのまま反映した伝統的な紙媒体の図書、雑誌を強く意識した時代遅れの抽象的な表現にとどまっており、後に検討する重畳的な関係主体がかかわるデジタル・ネットワーク環境に対応した‘利用者の秘密’の保護のイメージは描かれていない。

4. 現在のアメリカの図書館における‘ライブラリー・プライバシー’に関する実務

現在のデジタル・ネットワーク環境に圍繞されたアメリカの図書館について、‘ライブラリー・プライバシー’に直接関係する業務を仔細に検討するに先立ち、図書館実務一般の姿を見ておくことにしたい。

4.1 館内設置のコンピュータ等の利用

現在の市民の図書館利用の少なくない部分は、公共図書館をサイバースペースへの入り口、ゲイトウェイとして利用するというものである。予約をしたうえで、30分ないしは1時間単位で館内設置のコンピュータを利用する、もしくは利用者自身が自分自身のPC、ラップトップを持ち込み館内無

線LAN, WiFiを利用する。館内設置のコンピュータ利用についてはシャットダウンすれば、当該端末のアクセスログが消去されるというソフトウェアを導入しているところが多く、この場合には端末には当該利用者の利用履歴は残らない。このとき端末利用が終われば、端末利用の予約情報が日々消去される必要がある。個々の利用者のアクセスログは残らないが、図書館としていつどのサイトにアクセスしたというログは図書館のサーバには残る。すなわち、図書館利用者個人のログが消去され、個人を特定できない図書館としての利用履歴が残され、そのアクセスログが図書館利用統計にとどめられ、サービスの向上に利用されることに問題はない。

4.2 図書館実施の各種クラス（講座）やプログラム

アメリカの連邦政府機関のひとつ、博物館・図書館サービス振興機構 (Institute of Museum and Library Services) が発行している『アメリカの公共図書館調査 2013 会計年度』(March 2016, p. 14)²⁸⁾によれば、アメリカでは2013 会計年度 (2012年10月～2013年9月) において人口1,000人あたり14.0件の公共図書館実施の各種プログラムが行われており、ここ4年間で12.4%の伸びを示している。そのうち8.2件が児童を対象とするもので、図書館が開催するイベントのほぼ6割が児童サービスに属している。しかし、児童を対象のプログラムは209 会計年度からの近々4年間では実数で3.2%しか伸びていない。ヤングアダルト対象は近々4年間で6.8%伸びているが実数では人口1,000人あたり1.3件にとどまっている。このように最近では高齢者を含む成人に対する各種プログラムに重点が移っているが、このような図書館実施のプログラムについての‘ライブラリー・プライバシー’を考えてみよう。

このような図書館が行う各種プログラムについては、公的資金を用いて行われるものであるので、できるだけ多くの参加者を動員することが望ましい。そこでイベントの宣伝広告が必要となるわけであるが、ポスターやチラシ、ホームページなどで広く周知したり、図書館発行のメルマガもしくはは

メーリングリストを利用するだけでなく、当該プログラムが対象とする図書館利用者個人々々、個別市民へのダイレクトメール的なピンポイントの勧誘が行われてしかるべきである。このとき、図書館が保有している利用者登録情報、本人同意を得ているなど適切、適法に権限ある部署に保有されている図書館利用にかかる個人情報を職務上権限のある図書館職員がeメールや電話などで利用、勧誘することはライブラリー・プライバシーを侵すものではない。もっとも、このような特定の利用者に対するイベント案内については、当該利用者には将来的に案内が不要だとする以後の案内拒否を認めるオプトアウトの手続きを添えておくことが望まれる。

図書館が実施する、図書館で実施する、各種プログラムは大きく2種類に区分できる。ひとつは図書館が単独で行うイベントである。これは個々の図書館が定めている‘ライブラリー・プライバシー’保護のルールに従えば問題はない。もうひとつは、他の機関、組織団体と図書館が協働して実施するプログラムで、内外ともに近年これが顕著に増加する傾向にある。具体的には、他の機関、組織団体と共催、あるいは他の機関、組織団体から開催に必要な資金の全部もしくは一部の提供を受けるということなどである。この後者の場合、参加者情報、これは図書館側からみた場合ライブラリー・プライバシーの対象となる利用情報に違いない。ライブラリー・プライバシー尊重の責務が課されている図書館は、イベントの実施にあたり、契約、協定の締結により、共催団体、資金提供機関に対して、参加者の個人情報保護を要請しなければならない。

4.3 小括：図書館における個人情報利用の要諦

‘ライブラリー・プライバシー’は、図書館利用者が通常の図書館と図書館サービスの利用にともない業務遂行上不可避免的に発生する個人情報を本体とする。また、リアルとサイバーに痕跡として残る、この図書館利用情報は当該個人の趣味嗜好、主義主張、経済的社会的事情、健康状態、政治的信条など人格そのものを映し出す、名前と顔のある情報であることから、これが

不用意に漏洩・流出し、悪意でこれを利用しようとする機関や組織団体、個人の手に渡る、あるいはこれにアクセスされれば、該当する図書館利用者には精神的、財産的、身体的な被害、損害、拘束・自由の剥奪が現出しかねない。だからといって、個々の利用者の図書館利用記録の情報を跡形もなく消去してしまうということも賢明とは思われない。

当該個人への実害を回避しながら、氏名と顔を消された匿名情報の集積を上手に利活用し、現在の図書館サービスの水準・利用者満足度等を評価し、またコストパフォーマンスに優れた図書館サービスの向上、開発を目指すべきであろう。公設無料貸本屋機能を越えた各種プログラムの企画、開発、実施にも活かされるべきである。

5. アメリカ公共図書館における‘ライブラリー・プライバシー’保護の現状を概観すると

デジタル・ネットワーク環境が急速に整備され、変動する情報環境において‘ライブラリー・プライバシー’を含むプライバシー情報全般の保護のあり方が問題とされている。本稿では、もっとも先端的な対応をしていると思われるアメリカをとりあげて検討しているわけであるが、アメリカでも‘ライブラリー・プライバシー’について関係業務の整備や関係人材の育成が必ずしもうまくいっていると断言できる状況にはないようである。ここではニューヨーク公共図書館の取り組みや、後に個別にみることにするが、ボストン公共図書館やサンフランシスコ公共図書館の事例を参照しながら、まず総論的な構図を示しておきたい。

5.1 公共図書館における図書館利用記録の取り扱いに関する一般原則

利用者の図書館（サービス）利用に関する個人的情報は、リアルであれ、サイバーであれ、‘ライブラリー・プライバシー’を構成し、連邦憲法や連邦と州のコモンローによって、法的に保護されている。ほとんどすべての州において、‘ライブラリー・プライバシー’を保護する州法が存在すること

はすでに述べたところである。ニューヨーク公共図書館では貸出資料については返却と同時に貸出記録が消去されるが、ニューヨーク州民事訴訟手続規則 4509 条は以下のような定めをおいている。「図書館資料の貸出、コンピュータ・データベースの検索、ILL（図書館間相互協力）の処理、レファレンス質問、図書館資料の複写依頼、資料の予約申込み、あるいは映画フィルムや音楽レコードといった視聴覚資料の利用に関係する記録に限定されることなく、公共（図書館）、民間の自由な組織、学校、大学に付設される図書館、およびニューヨーク州の図書館システムの利用者たちに関して、氏名またはその他の個人を識別する詳細な情報を含む図書館記録は、当該図書館の適切な業務運営に必要な程度において開示される場合、および当該利用者の要望ないし同意にもとづくか令状、裁判所の命令に従うかあるいはその他法令が命ずる場合をのぞき、秘密性が保持されるべきであり、開示されてはならない。」²⁹⁾

5.2 ‘ライブラリー・プライバシー’ が開示される場合

秘すべき情報といえども、一定の条件、特定の場合には合理的で適正な利用に供するために開示しなければならないし、開示せざるを得ない。‘ライブラリー・プライバシー’についても同様である。具体的には、①ライブラリーカードの保有者本人が自身の利用、便益向上のために開示を望むとき、②ライブラリーカードの保有者が近親者を含む特定の第三者に対して自らの図書館利用履歴を知ってもらいたいとの意向を明らかにしたとき、③権限ある図書館職員が当該利用者の利用事実を業務上使用し円滑な業務運営に役立てようとするとき、および④適切な手続きを経て政府職員等が公共目的を実現するために特定の利用者の一定の利用事実を把握しようとするとき、‘ライブラリー・プライバシー’を開示してもよい場合とされる。

5.3 図書館と利用者とのコミュニケーション

図書館とその利用者とのコミュニケーションは、従来からもカウンター越

しの相対で、あるいは電話、文書、Faxで行われてきたし、インターネットが普及してからはeメールや電子版ニューズレター（メーリングリスト）などで行われている。これらのコミュニケーションのなかで所蔵資料の確認やその予約、ILLの依頼やレファレンスサービスなどいわゆる‘図書館サービス’に属するものについては‘ライブラリー・プライバシー’を構成する。図書館からの予約に対する回答や延滞の督促、イベント参加を誘う通知、電子版ニューズレターの送信やRSS（RDF Site Summary）の配信などでは利用者のメールアドレスや利用事実に関する‘ライブラリー・プライバシー’を図書館側で使用するが、これらは権限を認められた図書館の職員の適法な業務行為である（漏洩は許されない）。一方、利用者から図書館へ送られる手紙やeメールなどで直接当該利用者が特定の具体的図書館サービスの提供を受けることのないコミュニケーションは市民と図書館という公的機関とのあいだの公的記録（public records）となり、一定の条件のもとで一定範囲は情報公開制度に服する。

5.4 利用者が図書館の運営するホームページにアクセスしたとき発生する個人情報について

最近の図書館利用については、利用者が直接物理的な図書館の建物に来館して、みずから必要とする情報や資料を見つけ出して利用する、あるいは図書館職員を通じてサービスを受けるというよりも、まずは図書館がインターネット上に開設しているホームページ（図書館ポータル）にアクセスし、Web-OPACを検索し（予約をし）たり、図書館が契約しているデータベースを検索しファイルをダウンロードしたり、リンク集をたどったりすることが多い。このように利用者がPCやスマートフォンを通じて図書館のホームページにアクセスし、キーワード等を入力したときには、一定の情報が自動的に図書館側（およびリンク先）のサーバに記録される。これらの情報の大半は図書館から遠隔サービスの提供を受けるということで、間違いなく‘ライブラリー・プライバシー’がそこに発生する。しかし、図書館はそのよう

な情報をすべて秘密にするわけではなく、一定範囲の情報は図書館の業務に有用で、図書館サービスの向上のためにはこれらを有効に利用したいと考える。当該アクセスの事実、日時、どの地域から、使用ブラウザ、アクセスされたウェブページと遷移のプロセスなどについては、その一部、たとえばアクセス件数などは図書館統計として記録し、その他は業務分析に利用する。

もっとも、利用者の図書館のホームページへのアクセスによってもたらされるウェブサイトデータは、原則として、利用者のライブラリー・アカウントとは別個のものとして取り扱われ、ライブラリー・アカウントに紐付けられることはない。図書館はクッキーを利用することはないが、契約しているデータベース・ベンダーがクッキーを利用していることはあり得、図書館は契約によってベンダーのクッキーから得られる情報の悪用を防止し、個々の利用者の秘密性を保護する責務を負わされていると考えるべきである。このとき、図書館サイト内のセキュリティが確保されるべきことは当然である。

5.5 貸出サービスとILLにおいて

来館した利用者が探しあてた目当ての冊子体など、パッケージ型の図書館資料を借り出す場合においては、その職務に関係する図書館職員はその貸出サービスに関する利用者についての情報を秘密にしなければならない（アメリカの公共図書館では、返却と同時に当該利用事実に関する情報は消去されることが原則とされてきた）。利用者が求める資料が未所蔵のときには、多くの場合、当該資料の所蔵館に対して、現物貸借ないしは複写依頼をかけることになる。このとき州内の図書館等やOCLCなどのオンラインシステムのうで確認、処理されることになる。このILLの依頼については相手方も図書館組織であり、関係法令や「図書館の権利宣言」、倫理綱領などの業界規範で規律されるので、‘ライブラリー・プライバシー’は確実に保護される建前である。

5.6 電子書籍等の貸出サービス

図書館の貸出サービスについても、利用者への貸出サービスの対象が eBooks, eVideo, eMusic, eAudiobooks など、eContents となった場合には、‘ライブラリー・プライバシー’にかかわる状況が異なる。現在では、ほとんどすべてのアメリカの公共図書館で電子書籍等のデジタルコンテンツの貸出が行われているが、OverDrive社がeContentsの‘貸出サービス’を実質的に引き受けていることが多い。同社の提供している電子書籍目録には、5,000を超える出版社の発行している200万タイトル以上の電子文献があげられている。同社のホームページにアクセスすると、「たいていの（電子）コンテンツにアクセス（できます）。どこでも、いつでも、あなたの最寄りの公共図書館から、電子書籍、録音図書、さらにそれ以上のものが借りられます。あなたに必要なものはライブラリーカードだけです³⁰⁾と書かれている。

最寄りの公共図書館からインターネット上で電子書籍等の貸出サービスを受けた場合、一般に公共図書館のプライバシーポリシーではなく、OverDrive社のようなベンダーのプライバシーポリシーの適用を受ける。OverDrive社のプライバシーポリシー³¹⁾を見てみよう。「OverDrive社は、あなたのプライバシーを尊重します。あなたのOverDrive社のアカウントに関するプライバシーの取り扱いについては、このプライバシーポリシーで明らかにしています。このプライバシーポリシーの目的は、あなたの個人情報（Personal Information）の収集、利用、および流通に関して、どのようにして当社がこのような情報を収集、運用、保護、利用しているか、およびまたは共有し、そしてあなたがどのような選択ができるかについて、あなたに承知しておいてもらうことです」とある。ここでOverDrive社が個人情報（Personal Information）と考えているものの具体的中身については、「特定の利用者に関係づけることができ、たとえば（姓と名の）フルネーム、通りの名称や市または町など家庭もしくはその他の住所、電話番号、またはeメールアドレスやハンドルネーム（screen name）などのオンラインでコン

タクトできる情報のように個人を識別するために用いられる情報」と定められている。「あなたがOverDrive社のアカウントで作成し、アクセスしたりその他の利用で発生する、これら個人情報に該当しないその他の情報については、自動的に収集され得る」とある。どうしてOverDrive社が個人情報とこのような情報を収集するのかといえば、それは「OverDrive社がその商品とサービスを運営し提供する方法を改善し、またそれら商品とサービスについて利用者とのコミュニケーションを向上させるため」としている。このOverDrive社のプライバシーポリシーであるが、「新しい技術、ビジネス慣行、および利用者のニーズの動きにあわせて継続的に評価し、それにしたがってプライバシーポリシーを変更することがあり得る。このようにしてプライバシーポリシーを変更する通知がなされた後においては、あなたの継続的なOverDrive社のアカウントの利用は、そのような変更に拘束されることに同意することになると理解しなければならない」と定められている。

うえに見たOverDrive社のプライバシーポリシーの付属文書である利用契約約款 (Account Terms and Conditions)³²⁾に眼を転じることにはしたい。冒頭のところで「このOverDrive社の利用契約約款は、すべての将来の改訂条項、補足規定、付加的諸条件、ソフトウェアの使用許諾と制限、販売促進のための一時的提供、およびすべてのOverDrive社の(社内)規則と基本的方針を含む」と定められている。この利用契約約款の本質を見事に示しているのは、「保証の否認と責任の制限」(Disclaimer of Warranty and Limitation of Liability)との見出しが付された部分であり、ここはすべて大文字で書かれ、特段に強調しようとしていることがわかる。「OverDrive社が提供するソフトウェア、アカウントおよびサービスは、「現状どおり」(As-Is)提供されるものとし、いかなる種類においてもなんらの保証をするものではない」と断言しており、利用者の現在望んでいる、あるいは将来望むであろう「あるべき姿」(To-Be)に向けての(契約上の)業務改善を峻拒していることである。それに続けて「適用される法令の要求する範囲を除き、OverDrive社は、明示的か黙示的かを問わず、その商品性、正確性、使用の

結果、信頼性、ある特定の目的についての適合性、権原、および第三者の権利を侵害していないことに関して、なんらの制限なく、なんらかのおよびすべての黙示の保証を含め、当社の提供する一つのソフトウェアおよびすべてのサービスについて、あらゆる保証、表示、条件、および義務を否認する。さらにOverDrive社は、当社の提供する一つのソフトウェアおよびまたはサービスをあなたが利用するにあたって、その利用が中断されることなく、安全が確保され、適時性が保障され、またエラーが発生しないことにつき、あらゆる保証をすることを否認する。当社のソフトウェアおよびまたはサービスに障害が発生した場合、当社の責任はもっぱらその障害を是正すべく営業的に合理的な範囲内の努力をすることにとどまるものとする。疑念を払拭するためにいえば、ここであげている契約約款は、あなたおよびまたはエンドユーザに対して、当社の一つのソフトウェアおよびまたはサービスに関して、なんらかのサポートが得られるという権利を与えるものではないことを理解し、同意しなければならない。口頭であれ書面であれ、当社があなたに与えたアドバイスまたは情報は、この契約約款に明文で定められていないなんらの保障も生み出すものではない。

オーバードライブ社の契約約款のなかの‘サービスライセンス’³³⁾の部分には、このように書かれている。「当社は、あなたに対して、当社のアカウントにアクセスし、個人的な非商業的利用をするために、限定され、解約可能な、非独占的で、譲渡不可能なライセンス（使用許諾）を与えます。あなたは当社アカウントを作成する義務を負うものではありません。しかしながら、当社特定のサービスと商品の提供にあたっては、あなたに対して、それらにアクセスするために当社アカウントを作成することを要求することができるものとします。当社は、独占的な合理的裁量の範囲において、あなたの当社アカウントに関連する、この利用契約約款に違反していると考えられるあらゆる行為を禁止する権利を留保しています。あなたは、少なくとも13歳以上であることを確約し、当社アカウントが13歳未満の個人によって作成されたり、使用されたりするものでないことを理解しなければな

らない。」このような柱書きに続けて、あなたがしてはならないこととして8項目があげられている。

「①当社のアカウントへのアクセスを入手するために、不正確な情報を提供（してはならない）、②あらゆる条件のもとで、それに限られるわけではなく、著作物を翻訳したり二次創作したりするなど、あなたの当社のアカウントをコピー、賃貸、リース、販売、移転、譲渡、二次的使用許諾、分解、リバースエンジニアリングないし逆コンパイル、修正ないし変更したり（してはならない）、③なんらかの商業的または違法な目的からあなたの当社のアカウント、あるいはそこでアクセスできるコンテンツを利用（してはならない）、④あらゆる商品一覧、説明書、あるいは価格表を収集およびまたは利用（してはならない）し、独立した利用のために、あなたの当社のアカウントまたはそこでアクセスできるコンテンツにつきなんらかの二次的利用に参加（してはならない）、⑤当社または当社へのサプライヤーの（画像、テキスト、ページレイアウトまたはフォームを含む）すべての商標、ロゴあるいはその他の財産的情報を囲い込むためにウェブページの構成をしたり、あるいはそのようなフレーミング技術を利用（してはならない）、⑥当社または当社へのサプライヤーの名称または商標を利用するメタタグあるいはなんらかのその他の隠しテキストを利用（してはならない）、⑦データマイニング、ロボット、スクレイピング、あるいは同種データの収集や抽出のツールを用いて、当社のサーバの安定性に影響を及ぼしたり、およびまたは当社のサービスを利用するその他のモバイルアプリ、ソフトウェア、アプリケーションおよびまたはウェブサイトの動作に影響を及ぼすような方法であなたの当社のアカウントを利用（してはならない）、およびまたは⑧故意になんらかの法または規則に違反したり、それらに限られるわけではないが、知的財産権、プライバシーの権利、およびまたは人格権を含む、誰かのなんらかの権利を侵害したり、またはさもなければ当社、当社と取引するプロバイダ、サプライヤー、および当社のサービスのエンドユーザにとって（当社の独占的裁量の範囲内で）有害となるような、なんらかの方法や目的であなた

の当社のアカウントを利用（してはならない。）」

そして、「上記の（8項目の）制限のいずれかに違反すれば、あなたはあなたが保有している当社のアカウントにアクセスできる資格を失う結果となります。オーバードライブ社は、あなたがこの利用契約約款に違反した場合に利用しえるあらゆる権利またはすべての法的救済を留保しています」と定めている。

5.7 レファレンスサービスと利用者のプライバシー保護

利用者市民が職場や学校、家庭で繰り広げられる日常生活において、読書にかかわる事項で気になったり、課題を与えられたり、疑問をもったりすることは日常茶飯事である。気がついたらそのことを忘れていた、身の回りの物知り、特定の方面に深い知識をもった知人等に尋ねて回答を得られることも多い。しかし、思ったような解答、情報が得られないときに、知識と情報の蓄積・利用機関である図書館（の職員）に尋ね（参考質問、reference questions）、図書館（の職員）から業務として一定の満足ないし納得できる情報を提供してもらう役務（当然のことであるが、当該図書館職員の知識とスキルが不十分であれば、望ましい回答を得られずに終わることもある）をレファレンスサービスという。

利用者からの参考質問は図書館のカウンターにおいて口頭で、あるいは電話、ファックス、eメール、または文書で寄せられる。この参考質問に対応する専門性を帯びた職員をレファレンス・ライブラリアンと呼ぶ。レファレンス・ライブラリアンは参考図書やレファレンス・データベースなどのレファレンス・ツール、所蔵資料や有償無償のデータベース、インターネット情報資源を用いて、回答を提供する。利用者の参考質問からレファレンス・ライブラリアンの回答提示にいたる過程がレファレンス・プロセスと観念される。特定利用者個人の心中、脳内に発生し参考質問とそれに対応する回答のセットはセンシティブ（機微）情報で個人のプライバシー情報を構成し、間違いなく‘ライブラリー・プライバシー’に該当し、保護の対象とさ

れる。参考質問の受付館で利用者の満足ないし納得につながる回答を提供できないと判断された場合には、より資料と人材に恵まれた州立図書館や、日本では都道府県立図書館、国立図書館に協力レファレンスを依頼することもある。このような図書館が業務として利用者に提供する個々のレファレンスサービスの内容は原則的に‘ライブラリー・プライバシー’として法的保護の対象となる。

レファレンス・プロセスが即時に終結する場合には問題は少ない。しかし、一定の調査の時間が必要とされる調査質問、探索質問である場合には、回答提示や調査探索の経緯を伝える中間回答のために、業務上、当該利用者の氏名、電話番号、メールアドレス、住所などの個人（識別）情報を担当者の手元にとどめておかなければならない。めでたくレファレンス・プロセスが有効な回答提示できたり、ないしは残念なことに適切な情報を見出せず解答が得られずとの回答によって終結したとき、参考質問とその回答、およびそのプロセス、そして質問を発した利用者の個人情報为一体となった個別レファレンスサービス総体の情報のすべてを消去しなければならないかということが問題となり得る。

同一ないし類似の参考質問には一定の流行ないしは反復性があり、内外の多くの図書館現場ではレファレンス記録票の様式が用意されており、参考質問と使用ツール、得られた解答を記録にとどめ、参考質問に対する事例を蓄積し、定石集を作成している。個人を特定する情報だけを除き、レファレンス記録を保存し、関係職員の間で共有、あるいは同様の情報ニーズをもつはずの利用者市民に対して公開することは図書館業務の向上改善に資する。参考質問を受付館で処理できず、その参考質問の主題に対応した専門家・専門機関を紹介・照会するレフェラルサービスについても同様に考えてよい。

6. ボストン公共図書館の「利用者プライバシーポリシー」

1854 年にオープンした、世界でもっとも早い時期に設置され、その後の世界の公共図書館の雛形とされたボストン公共図書館もまた「利用者プライ

ポリシー³⁴⁾を定め、インターネット上に公開している。そこには、(ライブラリー・プライバシーに関連して) ‘よくある質問とその回答’ (FAQ's) が掲載されているので、参考までに以下に翻訳しておくことにしたい。

質問1 わたしの配偶者、友人、隣人、ないしは家族が、わたしのためにわたしが予約をした資料を借りることができますか？

回答 はい、その人にあなたの署名をした書面を付してあなたのライブラリーカードを利用することを許諾されていれば、(予約資料を貸出すことが) できます。

質問2 わたしの子どもが自分のライブラリーカードでどのような資料を借りているか、あるいは延滞しているかについて、教えていただけますか？

回答 申し訳ありませんがそれはできません。しかし、図書館はライブラリーカードの所有者に対しては、喜んで貸出中もしくは延滞の資料の一覧をeメールでお知らせいたします。

質問3 ライブラリーカードを忘れても、わたしが予約した本を借りることはできますか？

回答 はい、本人確認ができるなにかほかのものをお持ちであれば、だいじょうぶです。本人確認ができるものについての詳しい情報については最寄りの図書館に連絡していただくか、あるいは当図書館のホームページをアクセスしてください。

<www.bpl.org/general/circulation/bpl_faqs.htm>

質問4 先週、わたしは息子のために3冊の本を予約しました。(そのときわたしと息子の) わたしたちは彼のライブラリーカードを使ったと思います。しかし、きょう図書館に立ち寄ったのですが、いまわたしは自分のライブラリーカードしか持参していません。わたしが彼に代わって予約した本が借りられますか？

回答 申し訳ありませんが無理です。予約された本は、予約されたときに使われたライブラリーカードがなければ、借りることはできません。

質問 5 わたしのライブラリーカードに記載されている記録にあるメールアドレスは間違っています。しかし、わたしたちが利用しているメールアドレスがどのようなものか思い出すことができません。わたしの主人のライブラリーカードの情報を調べていただいて、その情報を教えていただけますか。

回答 申し訳ありません。ご主人の利用者記録にある情報については秘密性を護らなければなりません。

質問 6 愛国者法³⁵⁾はわたしの（ライブラリー）プライバシーに対してどのような影響を及ぼしていますか？

回答 地方、州、もしくは連邦の政府機関の職員は、有効な令状あるいは捜査令状を提示すれば、あなたの（図書館利用）記録を入手することが可能です。愛国者法に関していえば、図書館について制約が付加されており、連邦捜査員があなたの図書館利用記録を入手したという事実を図書館職員があなたに、ないしは他のいずれかの機関に知らせることを禁じています（この口外禁止命令は愛国者法の廃止とともになくなりました）。

質問 7 もしわたしが図書館にeメールで参考質問をすれば、その事実は秘密保持されるのでしょうか？

回答 はい。そのあなたが参考質問されたという事実は知的追究の一部を構成し、マサチューセッツ州一般法 78 章 7 条³⁶⁾によって保護されます。

質問 8 もしわたしがeメールで図書館のサービスについての提案をしたら、それは秘密が護られるのでしょうか。

回答 いいえそれは秘密としては取扱われません。それは知的追究の一部とはなりませんので、マサチューセッツ州一般法 66 条 10 条³⁷⁾にしたがって、公的記録の問題となります。

質問 9 もしわたしがeメールで行政運営にかかわる文書の利用をお願いした場合、そのことについては秘密が護られるのでしょうか。

回答 いいえそれは秘密としては取扱われません。マサチューセッツ州公的記録法 950 CMR 32.06³⁸⁾にもとづく公的記録の利用依頼については秘密保持の対象とは考えられていません。

質問 10 もしわたしが図書館にeメールすれば、図書館はわたしのメールアドレスを外部の第三者に知らせますか？

回答 いいえ、そんなことはしません。すべての個人情報は図書館内部の利用にとどまります。図書館があなたのメールアドレスを使うのはあなたへの連絡と図書館利用の促進のためだけです。

質問 11 図書館はわたしの図書館利用アカウントについての情報を知らせる場合、どのようにしてわたしに連絡をとるのですか？

回答 図書館は電話、eメール、あるいは郵便の3つの方法のいずれかひとつの方法で、あなたに貸出中および延滞されている資料についてあなたに通知します。どの連絡方法にするかはあなたが決めることができます。

7. サンフランシスコ公共図書館の事例

これまでも見てきたとおり、現在のアメリカの公共図書館は、図書館利用者の個人情報を含む多種多様な情報がインターネット情報空間を乱舞する状況のただなかで、情報の流通、オープン化とプライバシーの権利との調整、バランスをとろうと努めている。本稿の議論をより精緻なものとするために、その「プライバシーポリシー」³⁹⁾の冒頭、「基本方針の宣言」の書き出しで、「(利用者の) 個人的プライバシーを守ることにかけてはチャンピオンを目指しています」と高らかにうたいあげているサンフランシスコ公共図書館をとりあげたい。少し長くなるが、以下にその「プライバシーポリシー」を訳出することにする(この「プライバシーポリシー」は2004年6月17日に採択され、2015年1月15日に改正されている)。

・基本方針の宣言

サンフランシスコ公共図書館は、(利用者の)個人的プライバシーを守ることにかけてはチャンピオンを目指しています。利用者のプライバシーを擁護するとともに、個人を識別し、個人を所蔵図書、資料、施設、プログラム、設備、およびまたは職員の援助と結びつける情報の秘密性を保持することは、当図書館の必須不可欠の原則です。この基本方針は当図書館がプライバシーを尊重していることを断言し、図書館が収集している情報を説明し、そして図書館施設を訪れた人たちと遠隔アクセスできる図書館サービスを利用する人たちにプライバシー保護のあり方を選択できることについて注意喚起しようとするものです。

・総 則

1. 当図書館は明確な目的をもち、あるいは偶然意図せずに収集し、また維持しているそのようなすべての情報につき、カリフォルニア州公的記録法⁴⁰⁾、サンフランシスコ市(サンシャイン)情報公開条例⁴¹⁾、および連邦愛国者法⁴²⁾を含む、連邦と州および地方公共団体の法令が許容する最大限度の範囲で、秘密性を守ります。
2. この基本方針を容易に発見できるよう、当図書館は図書館のウェブサイト上および個人を識別できる情報が要求されるすべての場所にこの基本方針を利用できるようにします。
3. 秘密性の保護は、提供をもとめた情報または受け取った情報、そして閲覧、貸出、および返却された資料に及びます。
4. 秘密性の保護は、データベース検索記録、貸出記録、ILL(図書館間相互貸出)の記録、およびその他の個人識別可能な図書館資料、施設設備もしくはサービスの利用を含みます。
5. 図書館は、図書館利用者がその情報を図書館に保有することを認めない限り、図書館のウェブサイトを訪れ、一定のプログラムに(参加)登録をしたり、ライブラリーカードに登録したりしたとき、当該図書館利用者についての個人情報を収集しません。(各種図書館サー

ビスの利用に) 参加するかしないかは利用者の選択に待ちます。

6. 図書館利用者が(当図書館に) 提供することを選んだ情報は、いかなるものであれ、任意に行われる図書館利用者調査を通じて収集される情報と同様、図書館サービスを提供したり、それを改善したりするためだけに利用されます。
 7. 図書館はセキュリティが確保されたサーバに格納することによって、図書館利用者のアカウントに蓄積されている情報を保護します。
- ・ライブラリーカードと貸出記録
8. ライブラリーカードを取得するには、図書館利用者は氏名、生年月日、および住所などの個人識別情報の提供を求められます。この個人識別情報は、図書館利用者がライブラリーカードを使い続ける間、図書館によって保有されます。
 9. 特定の図書館利用者の図書館利用記録には、最近の情報、貸出された、あるいは貸出中の資料、ならびに延滞している資料および延滞過料に関する情報が含まれます。
 10. 図書館は、貸出された図書や資料が返却期限までに返却されれば、利用者が以前にどのような資料を図書館から借りたかという履歴は保有していません*。

*補注) 図書館利用者は、貸出履歴(My Check-out History)の保存と利用を選択することができます。利用者は、そうすることによって、申出た日からの貸出履歴の蓄積についての明示的な同意をすることを選べるのです。図書館職員は、法令に定めがない限り、貸出履歴にアクセスすることはなく、開示することはありません。図書館利用者はいつでもこのサービスを中止することができます。貸出履歴の削除もできます(2011. 11. 30 通知)

11. 延滞過料が利用者側に発生すれば、図書館は貸し出され、返却期限を過ぎても返却されていない資料の記録を保有することになり、当然その事実は利用者記録に留められます。延滞資料が返却され、関連す

る過料がすべて支払われれば、ライブラリーカードの番号等関連する情報は削除されます。

・ディスカバリー・レイヤー・インタフェース⁴³⁾

12. サンフランシスコ公共図書館は、図書館が目録上に保有している情報、および所蔵目録以外に、遠隔地に蓄積されているウェブ上のコンテンツ、さらに他の提携している公共図書館のディスカバリー・レイヤーの範囲内で作成される利用者生成コンテンツを含む他のデータ資源を図書館利用者に発見してもらうために、オンライン検索インタフェースを提供しています。そこで得られたデータには、広範囲に及ぶ情報検索機能を実装するために、索引付けがなされ、一連の検索結果がエンドユーザに提供されます。そしてさらに、またディスカバリー・レイヤー・インタフェースの利用が可能となり、利用者は、サンフランシスコ公共図書館で発見した資料の格付けや書評を共有し、また共有可能な当該利用者のためだけに生成された図書一覧が作成され、他の利用者のお勧め資料情報に接することができます。
13. 利用者がサンフランシスコ公共図書館のディスカバリー・レイヤーのなかの下部左隅に‘BiblioCommons⁴⁴⁾により稼動’と表示されているウェブページにアクセスすると、利用者は“BiblioCommons Service”と呼ばれているものを利用することになります。これらのウェブページの利用には（リンクが張られている）BiblioCommonsの利用条件が適用されます。BiblioCommons Serviceにアクセスする図書館利用者はBiblioCommonsの利用条件にしたがうことになります。BiblioCommonsの利用条件を受け入れれば、その利用者は（リンクが張られた）BiblioCommonsのプライバシー声明に従うことに同意することになります。利用者はぜひBiblioCommonsの利用とプライバシー声明に記された諸条件を注意深く読むようにしてください。BiblioCommonsは12歳以下の子どもを持つ親に対して、本人確認のうえ、図書館職員にこのサービスを利用するその子どもから収集され

た個人情報并要求し、閲覧および編集し、およびまたは子どものBiblioCommonsアカウントを削除することを認めています。これらの親からの要求は、BiblioCommonsと調整のうえ図書館職員によって実施されます。親と共有される情報は、子どもの個人的情報と利用者である子どもによって生成されたコンテンツに限られます。子どもの貸出履歴と予約資料情報は開示されません。いくつかのBiblioCommonsの特色、サービスの享受には、利用者に対して教育水準などの付加的情報の入力が必要とされています。

14. BiblioCommonsのアカウント作成に関する図書館利用者の行為は、(BiblioCommonsの) サービスがオンライン利用者用閲覧目録(OPAC)に並んで配置されており、(それをするかどうかは)任意です。BiblioCommonsのアカウントを作成しなくても、利用者はやはり一定の好みに応じてこれまで通りのオンライン利用者用閲覧目録を閲覧し、利用することができます。さらに言えば、BiblioCommonsアカウントがなくても、利用者はBiblioCommonsディスカバリー・レイヤー・インタフェースを検索し、閲覧できます。しかし、コメントの書き込みや格付け、タグ付け、公開のブックリストの作成、ワンクリック・ホールドなど、多くのBiblioCommonsに特徴的な付加的機能を利用するには、BiblioCommonsアカウントを作成する必要があります。そのような場合にはBiblioCommonsサーバに利用者情報が暗号化され、蓄積されます。利用者によって生成され、およびまたは共有される情報がどの範囲で蓄積されるかを知るには、ディスカバリー・レイヤー・インタフェースの利用者はそのサービスについての説明を注意深く読むことが望まれます。

・ **Radio Frequency Identification (RFID)**

(サンフランシスコ公共図書館はRFID技術を利用していません。)

15. RFIDチップないしタグに蓄積される情報は、当該資料が館内か館外のいずれに存在するかを示すセキュリティ情報のほか、資料のバー

コードすなわち暗号化された数字だけに限定されます。

16. RFID技術は、ライブラリーカードに使われることはありません。
17. RFIDと図書館利用に関するすべての地方、州およびまたは連邦の法令は、完全にサンフランシスコ公共図書館に適用されます。

・利用者用コンピュータの利用と図書館のオンラインシステム

18. 図書館は、利用者が図書館の目録、インターネットおよびその他の資源にアクセスし利用することができるように、市民が（館内設置の）コンピュータの利用をあらかじめ予約できる、オンラインのコンピュータ利用予約プログラムを活用しています。図書館の利用者用コンピュータ検索端末は、利用者の利用が終われば直ちに利用者のインターネット利用履歴およびすべての検索が削除されるよう仕組みられています。コンピュータ予約履歴は毎日消去されています。
19. 図書館が所蔵する図書その他の資料に付されたバーコードによる検索は、利用者市民には許されていません。
20. ‘伝統的目録’（Classic Catalog）としても知られる図書館のOPACシステムは、図書館利用者がセーブした検索語を含む新着資料のeメールによる通知を含め、Log In to Your Record機能を利用して、図書館利用者に自発的取組みを促します。この特色ある機能を用いて収集され蓄積される情報は、その利用者だけがアクセスできます。この情報については図書館職員用の業務上のインタフェースではなく、したがって当該利用者以外の誰も検索することができません。利用者にはいつでもこの検索履歴を消去する選択肢が与えられています。
21. 利用者の秘密性に影響を及ぼしかねないより大きな機能拡充とカスタマイズされた機能を提供する図書館のオンライン目録システムの高度化は、それが利用者にとって選択可能な任意のものである限り、図書館は前向きに取り組みます。高度機能の利用は、それを提供するベンダーのプライバシー方針と利用約款によって規律されます。

・eメール、ウェブフォームとレファレンス質問

22. eメールあるいはウェブフォーム経由で図書館利用者から提供される情報は、当該利用者に情報を送ったり、図書館サービスを提供する、また利用者記録についての情報をアップデートしたり、利用者の質問やコメントに応えたりするためなど、その情報を収集するところ（たとえばウェブフォーム上など）に記述されている諸目的のためだけに利用されます。
23. 利用者から連絡があれば、図書館はその利用者にコメントや質問の真意を確認したり、図書館が提供するサービスに関して利用者が満足するレベルを知るために、利用者に連絡をとることがあります。
24. 図書館は、（相対で、あるいは電話、ファックス、eメールもしくははオンラインでという）伝達方法のいかんにかかわらず、レファレンス質問を秘密として取り扱います。これら質問に関する個人識別情報は、業務上の必要がなくなれば消去されます。
25. eメールは傍受に対して必ずしも安全ではなく、また公的記録法が定める開示諸要件やその他の法的に開示が求められる諸要件にしています。

・自動的に収集され、蓄積される情報

26. 図書館利用者が図書館のウェブサイトブラウザしたり、ウェブページを読んだり、あるいはダウンロードすれば、特定の情報が自動的に収集され蓄積されますが、それはそのアクセスについてであって、利用者個人に関するものではありません。収集される情報は、図書館が適切なサービスを提供していることを確認するための統計上の目的に資するもので、いずれかの個人を個別に識別するものではありません。
27. 図書館は、統計上の目的のために、図書館のウェブページへのアクセスに関する以下の情報だけを自動的に収集し、蓄積します。
- ・図書館のウェブサイトアクセスした（利用者の）インターネット

ドメインとIPアドレス。

- ・ 図書館のサイトにアクセスしてきた利用者の端末のブラウザとOSの種類。
- ・ 図書館のサイトにアクセスされた日時。
- ・ 閲覧されたウェブページ、および
- ・ サンフランシスコ公共図書館のウェブサイトへのアクセスで最初に閲覧したウェブページのアドレス、ならびに利用者が訪れたウェブページのアドレス。

28. 図書館は、アクセスした利用者にとって図書館のサイトをより有用なものとするため、また図書館のサイトにアクセスした利用者の数、アクセスした利用者が利用する技術の種類を知るために、このような情報を利用します。収集されたデータは、何らかの個人的な情報あるいは特定個人と結び付けられるものではありません。

29. 図書館は誰が図書館利用者であるかという情報は収集しませんし、図書館利用者に対して利用者が契約しているISPやアクセスするその他のサイトに掲げられているプライバシーについての基本方針を理解するよう奨励しています。

・ **(図書館のウェブページから) 他のサイトに向けて張られるリンク**

30. 図書館のウェブサイトには、他のサイトへのリンクが張られています。サンフランシスコ公共図書館は、(リンク先の)他のサイトのプライバシー保護実務に対して責任を負うものではありません。(リンク先の)他のサイトには、サンフランシスコ公共図書館が契約しているオンラインデータベースサービスや電子書籍・電子メディアのサービスを提供しているプロバイダが含まれますし、この(サンフランシスコ公共図書館の)基本方針に定められているプライバシー保護の実施と異なり得るものです。当図書館は、わが図書館利用者に対して、リンク先のサイトを含めて、アクセスされる他のサイトのプライバシーについての基本方針を理解されるようお願いいたします。

・ネットワークの安全

31. ウェブサイトの安全を守る目的と図書館サービスがすべての利用者にとって利用可能であることを確保するために、サンフランシスコ公共図書館は、情報をアップロードしたり、変更したり、またそのほか被害を発生させるような、権限のない行為を特定するために、ネットワークのトラフィックを監視するソフトウェアを利用しています。図書館のウェブサイトを利用するあらゆる人は、このような監視を受けることに明確に同意しているのです。上記の諸目的をのぞいて、図書館利用者またはその利用習慣を特定し識別するその他の仕組みは一切存在しません⁴⁵⁾。

・法執行機関との関係

32. 民事、刑事もしくはは行政的な証拠開示手続あるいは法的な捜査権限に関して、連邦、州もしくはは地方の法令によって授権されるかその定めにしたがう法的に定められた手続き、命令や令状にしたがう場合でない限り、州、連邦レベルの政府機関または地方行政機関のいずれの機関によっても図書館利用記録は利用できるものではありません。

・テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律（愛国者法）⁴⁶⁾

33. この法律の214条から216条は、法執行機関に対して、図書館利用記録の入手と電子的コミュニケーションのひそかな監視を認め、ならびに図書館とライブラリアンに対して図書館利用者に監視と情報提供の要請があったことを伝えることを禁ずる拡大された権限を与えています。
34. 図書館委員会 (Library Commission) およびサンフランシスコ市政管理委員会 (Board of Supervisors) は、二つの別箇に独立した決議を行い、(図書館にかかわる) 214条から216条⁴⁷⁾を含むこの愛国者法に対して、公式に反対してきました (付録EおよびF⁴⁸⁾)。
35. 2004年3月2日、サンフランシスコの有権者たちは、州民提案Eを可決し、サンフランシスコ市が連邦愛国者法に反対することを成文法

としました。この市憲章の改正は、図書館利用、健康またはその他の個人的記録に対するいかなる情報提供の要求についても、市の行政部局長ではなく、市政管理委員会を経由させることを求めています。

そして、管理委員たちがその要求が憲法に適合するものかどうか、およびそれに応えるかどうかを決定するものとしています。

***補足：**

2001年9月の同時多発テロを契機に成立した愛国者法は、2013年12月にエドワード・スノーデン（Edward Joseph Snowden, 1983- ）によってアメリカ連邦政府が司法的統制に服さず、国内外の電話通信、インターネットを流通する個人情報に無制限かつ秘密裏に収集していたことが暴露されたことを契機として、愛国者法の重要な一部を構成する外国諜報監視法（Foreign Intelligence Surveillance Act）の時限立法規定である215条などが2015年5月末日に失効したことを受けて、連邦議会は2015年6月2日に「米国自由法」⁴⁹⁾を可決し、オバマ大統領は即日署名を行い、実施されることになった。この愛国者法に代わる「米国自由法」には、当局が裁判所の令状なしで不特定多数から情報を集めることを禁止する条項や、令状発行の手続きを透明化する条項が盛り込まれ、米国家安全保障局（NSA）が外国人やアメリカ国民の電話通信記録などを無制限に収集してきた活動に、一定の制限をかける内容となっている⁵⁰⁾。

むすび

現在のところ、日本の国内においては、出版産業がデジタルコンテンツ・マーケットの創出に十分な成果をあげるまでにいたらず、また日本語データベース産業もまたはかばかしくない状況にあり、日本の公共図書館の現状はアメリカの公共図書館とは大きく異なり、インターネット・サービスや一定規模の電子書籍を搭載したデータベースの提供に乗り出せずにいる。しかしながら、インターネットがこれだけ普及し、質量ともに未曾有のグローバル情報空間に育ったサイバースペースの存在に想到したとき、日本の公共図書

館もまたそう遠くない時期に、小説やコミックなどのエンタテインメント作品の電子書籍に限らず、市民生活や日常業務に必要とされる多種多様なデジタル情報へのアクセスをサービスすることになるはずである。そうすれば、日本の多くの公共図書館がそのホームページ上にあげている‘プライバシーポリシー’も現在のような個人情報保護法（平成15年5月30日法律第57号）11条にもとづく個人情報保護条例を根拠として、公立図書館が「保有する個人情報（利用者登録情報と一般的な利用情報）の適正な取扱い」を抽象的に表現するものではなく、本稿で紹介、検討したサンフランシスコ公共図書館やボストン公共図書館、ニューヨーク公共図書館など、アメリカの公共図書館のように、いま一度‘知的自由’の根本理念に立ち返り、詳細な‘プライバシーポリシー’を掲げざるを得なくなるものと思われる。

アメリカ公共図書館のライブラリー・プライバシーは、最近では2001年に制定された愛国者法との関係で育てられている部分が大いように思われる。ところが、先にもみたように、2015年6月、連邦議会は当局が裁判所の令状なしで不特定多数から情報を集めることを禁止する条項や、令状発行の手続きを透明化する条項が盛り込まれた「米国自由法」を可決した。一方、日本では特定秘密保護法（平25.12.13法律108号）が施行されるなど国家秘密が確実に肥大している。日本の公共図書館では、指定管理者制度の蔓延等により知的自由の日本版である‘図書館の自由’は着実に弱体化しているように感じられるが、知的自由の要である‘ライブラリー・プライバシー’の重要性は今日では逆に確実に高まっているはずである。アメリカのデジタル環境の高度化、進化にともなう‘ライブラリー・プライバシー’保護の動きから学ぶことは決して少なくない。

*本稿の本文中で訳出したボストン公共図書館のFAQ'sおよびサンフランシスコ公共図書館のプライバシーポリシーの利用については、フェアユースに該当するものであるが、その旨を両図書館に通知し、ボストンはMeline Schulerさん、サンフランシスコはMark Hallさん、担当者から了解を得ている。

参考文献

Cherie L. Givens, *Information Privacy Fundamentals for Librarians and Information Professionals*, Rowman & Littlefield, 2015.

日本図書館協会図書館の自由委員会編『みんなでつくる・ネットワーク時代の図書館の自由：連続セミナー 2013 記録集』日本図書館協会図書館の自由委員会, 2014 (図書館の自由 別冊 (2014 年 10 月)).

注

- 1) 本稿の内容の一部は、2016 年 2 月 25 日に富山県立図書館で平成 27 年度北陸地区図書館職員研修会・富山県図書館協会公共図書館全県研究集会で「21 世紀デジタル・ネットワーク社会における公共図書館と利用者プライバシー」というタイトルで講演し、また 2016 年 5 月 28 日に白百合女子大学で行われた 2016 年度図書館情報学会春季研究集会で「20 世紀型公共図書館から 21 世紀型公共図書館への変化にともなう利用者プライバシー保護のあり方の変動」と題して発表したものであるが、それぞれあくまで本稿の一部にとどまり、その後大幅に加筆している。
- 2) 渡邊齊志「知的自由の陥穽：利用情報保護思想が公立図書館に及ぼす影響の分析」*Library and Information Science*, no. 58, pp. 103-15 (2007).
- 3) 冷戦の時代、アメリカの理工系の大学院をもつ研究大学の大学図書館に所蔵されている軍事技術として利用可能な科学技術情報の閲覧・複写にFBIが眼を光らせた図書館監視プログラム (Library Awareness Program) のような問題があることは否定しない。
Cf. 拙稿「アメリカの知的自由と図書館の対応に関するひとつの視角：愛国者法から図書館監視プログラム、そしてCOINTELPROに遡ると」『現代の図書館』vol. 42 no. 3 (2004. 9), p. 157 *et seq.*
- 4) たとえば、1995 年に公開されたアメリカのサイコ・サスペンス映画、「セブン」もまた主人公の刑事のひとり知人のFBI関係者と裏取引し、図書館の貸出記録を違法に入手したことがストーリーの展開に大きく貢献している。
- 5) たとえば、山口真也「公共図書館と個人情報・プライバシー保護：個人情報保護法令に基づく図書館業務の再検討」2007. 2. 26.
<<http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/syamaguchi/kotoprivacy.pdf>>
- 6) Samuel Warren and Louis Brandeis, "The Right to Privacy", 4 *Harvard L.R.* 193 (Dec. 15, 1890).
- 7) そこで '第三者' とされたのは、とりわけセレブのプライバシーを商品化する大衆向けの扇情的記事を掲載する 'イエロージャーナリズム' であった。
- 8) ここの記述は、アラバマ州のコモンローを念頭においていると思われる、あるウェブページを参照した。<<http://privacy.uslegal.com/common-law-right-to-privacy/>>
- 9) *Strutner v. Dispatch Printing Co.*, 2 Ohio App. 3d. 377 (Ohio Ct. App., Franklin County 1982).
- 10) *Black v. Aegis Consumer Funding Group, Inc.*, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2632 (S. D. Ala. Feb. 8, 2001).
- 11) *Norris v. Moskin Stores, Inc.*, 272 Ala. 174 (Ala. 1961).
- 12) <https://www.law.cornell.edu/wex/privacy>
- 13) https://www.law.cornell.edu/wex/personal_information
- 14) <http://www.ala.org/advocacy/privacyconfidentiality/privacy/stateprivacy>
- 15) 拙稿「アメリカ法にみるプライバシーの保護と図書館の自由」(塩見昇, 川崎良

- 孝 編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会, 2006, pp. 325-387) を参照。
- 16) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/privacy>
- 17) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/librarybill/interpretations/privacy>
- 18) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/censorshipfirstamendmentissues/ifcensorshipqanda>
- 19) 'Forrest Spaulding author the Library's Bill of Rights.'
<<http://publications.iowa.gov/9347/1/Spaulding.pdf>>
- 20) <http://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>
- 21) <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/censorshipfirstamendmentissues/ifcensorshipqanda>
- 22) 連邦財務省の外局であるIRSには、当時、アルコール、タバコ、火器等取締局 (Bureau of Alcohol, Tobacco and Firearms : ATF) がおかれていた。ATFは、同時多発テロ事件の翌年の2002年に連邦司法省に移管されている。
- 23) 'A Brief History of Library and Bookstore Surveillance before 9/11'
<<http://www.readerprivacy.org/info.jsp?id=5>>
- 24) <http://www.ala.org/advocacy/proethics/codeofethics/codeethics>
- 25) アメリカ図書館協会の倫理綱領についてはアメリカ国内で批判が少なくないが、成立の事情と経緯については川崎良孝「アメリカ図書館協会1938年版『倫理綱領』の成立と性格」(『京都大学大学院教育研究科紀要』59号(2013)pp. 25-49を参照。
<http://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/173257/1/eda_59_025.pdf>
- 26) <http://www.ifla.org/news/ifla-code-of-ethics-for-librarians-and-other-information-workers-full-version>
- 27) <http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx>
- 28) https://www.ims.gov/sites/default/files/publications/documents/plsfy_2013.pdf
- 29) http://www.nysl.nysed.gov/libdev/excerpts/cvp_4509.htm
- 30) <https://www.overdrive.com/>
- 31) <https://www.overdrive.com/fine-print/account-privacy-policy>
- 32) <https://www.overdrive.com/fine-print/account-terms-and-conditions>
- 33) <https://www.overdrive.com/fine-print/account-terms-and-conditions>
- 34) <http://www.bpl.org/general/policies/privacy.htm>
- 35) 愛国者法 (Patriot Act) は、2015年6月1日に失効し、翌6月2日にこれに代わり米国自由法 (USA Freedom Act) が可決成立した。米国自由法のもとでは、NSA (国家安全保障局) は一般市民の情報を広範囲に収集することは禁止され、一般市民の情報を収集する場合には裁判所の正式な令状が必要となった。
- 36) マサチューセッツ州一般法の「12編 教育」のなかにおかれる78章は「図書館」という章見出しをもち、7条の条文見出しは「市、町による(図書館の)設置:(図書館利用)記録」となっている。7条を訳すと以下の通りである。
- 「町は、市議会によってあるいは町によって定められた規則にもとづき、その住民のために、公共図書館を設置し、維持することができ、そのためになんらかの寄贈、遺贈あるいは設備品を受領、保有し、管理運用することができる。市議会あるいは町の議員たちは、その図書館に(マサチューセッツ)州から受取る図書、報告書および法令集を備えることができる。当該図書館を利用する個人に関する識別情報と知的営為を明らかにする公共図書館が保有する記録の部分につ

いては、本州法の第 4 章第 7 条第 26 号に定められたところにより、公的記録 (public record) とされるものではない。図書館当局は、図書館行政単位の間での資源共有を容易にするという目的を含みまたそれに限定されることなく、19 条 E 項(1)号の規定によって権限が与えられ、第 266 章第 99 条および第 100 条の規定を実施するとされているように、図書館間相互協力および共同事業を目的として図書館利用者に関する情報を開示もしくは交換することができる。」

- 37) マサチューセッツ州一般法 66 条 10 条には、「公的記録についての市民の閲覧と複製、推定、例外」(Public inspection and copies of public records; presumption; exceptions) という条文見出しが与えられている。参考までにこの規定を以下に訳しておく。

第 10 条(a)項 なんらかの公的記録を保有するすべての者は、第 4 章 7 条 26 項に定められているように、保有者の立会いのもとに、合理的な時期に、また不合理な遅滞なく、独立した公的記録そのもの、あるいは分離可能ないずれかの部分をすべての個人に対して閲覧および検討を許可しなければならない。合理的な料金の支払いがなされれば、その複製が提供されるべきである。公的記録の探索を求めるすべての個人は、当該記録を保有する職員の指示にもとづき、その探索に要する実費を支払うものとする。州警察、マサチューセッツ湾交通局警察またはすべての市警察署ないし消防署が保有するすべての公的記録については、以下の料金が適用される。自動車事故報告書の作成と郵送については、6 ページ以下の場合には 5 ドルで 1 ページ増えるごとに 50 セントの追加料金。火災保険報告書の作成と郵送については、6 ページ以下の場合には 5 ドルで 1 ページ増えるごとに 50 セントの追加料金。犯罪、事故あるいはその他の種々の報告書の作成と郵送については、1 ページあたり 1 ドルの料金。現用の記録を求める個人に対しては、1 ページあたり 50 セントですべての公的記録を提供。1 ページとは、8.5 インチ×11 インチの用紙の片面と定義される。

- (b)項 公的記録の管理者は、公的記録の閲覧もしくは複製の要求を受け 10 日以内に当該要求に応じなければならない。当該要求は公的記録管理者の事務室に持参してもよいし、第一種郵便で郵送してもかまわない。公的記録管理者が当該要求を拒絶ないし処理を怠る場合には、その要求を行った個人は記録監督官に対して、その記録が公的なものかどうかについての決定を求めることができる。記録監督官がその記録が公的なものであるとの決定をするときには、記録監督官は公的記録の管理者に対してその個人の要求に応じるよう命じなければならない。公的記録の管理者がそのような命令に従うことを拒否するか怠った場合には、記録監督官は、本条の諸規定の定めに応じた状況を確認可能なものとするため、彼が必要と考えるあらゆる措置をとりうる法務総裁もしくは適切な権限ある法務官に通知することができる。本条によって与えられる行政上の救済は、あらゆる行政機関、執行機関、部局あるいは委員会で働くすべての職員ないし労働者に関して、行政・財務理事官によって与えられる行政上の救済の発動に限定されるものではない。また、本条によって与えられる行政上の救済は、どのような点においても、公的記録を要求するすべての個人が別途司法的救済を求めて訴訟を提起することをなんら制約するものではない。公的記録管理者が本条にもとづくあらゆる個人の公的記録の閲覧ないし複製の求めに応じず拒絶ないし怠り、あるいは行政上の命令に従わない場合には、最高裁判所ないし控訴裁判所は要求に応じることを命ずる司法管轄権を行使するものとする。
- (c)項 (b)項の定めにしたがうすべての裁判手続きにおいて、要求された記録は公的なものとの推定が働くものとされ、そしてその記録に適用される適用除外事

項の特定する立証責任は公的記録管理者に課されるものとする。

- (d)項 すべての市または町の書記官は、書記官事務室付近、市役所または町役場の人目に付く場所に、すべての市民が自分の判断で特定の公的記録の複製を地元の公務員から本章に定められた料金で入手できる旨を記した簡潔にまとめられた印刷文書を備え付けなければならない。

第140章に定められた、刑事司法情報サービス局長、刑事司法情報サービス局とそこで働く捜査官、職員、および上記部局の武器記録部ないしは許可処分権限をもつすべての機関の記録管理者を含む法務官は、小火器、ライフル、散弾銃、マシンガンならびにそれらの弾薬を所有あるいは占有する個人の氏名と住所を漏洩するか漏洩する懸念がある、あらゆる記録を開示してはならない。また、第6章に定められた刑事司法機関を除き、またその情報が開示を要求する個人にのみ関わる範囲を除き、および開示要求をする組織の公的権限に必要な範囲を別として、上記の物を所持およびまたは保有することを許可された者の氏名と住所をいかなる個人、事業所、企業、組織あるいは機関に開示してはならない。

法執行、司法、検察、青少年サービス部局、児童・家族部局、矯正施設およびその他の何らかの公共の安全や刑事司法機関の職員や選挙で選ばれない一般的な裁判所の職員の家庭の住所や電話番号は、それら職員使用者あるいは退職公務員管理委員会または第32章にもとづき設置されたすべての退職委員会が管理しているが公的記録とされるものではなく、開示の対象とされていない。しかし、そのような情報は第150のE章にもとづく労働者組織、第180章にもとづく退職公務員のための非営利組織または第6章第167条に定める刑事司法機関に対しては開示されることがある。そのような職員の家族の氏名や家庭の住所や電話番号は、先述の個人の使用あるいは公務員退職管理委員会または第32章にもとづき設置されるすべての退職委員会が管理しているが、公的記録とされるものではないし、開示の対象とはされない。裁判所で審理された犯罪の被害者、家庭内暴力の被害者および家族計画サービスを提供したり訓練に携わった人たちの、家庭の住所や電話番号もしくは勤務先や学校の場所、ならびに先述した人たちの家族の氏名や家庭の住所や電話番号もしくは勤務先や学校の場所は、それらの個人をそのようなカテゴリーに該当するものと特定する記録を維持している政府機関が管理しているが、公的記録とされるものではないし、開示の対象とはされない。

- 38) 'CMR' というのはCode of Massachusetts Regulations (マサチューセッツ州行政規則集)の略語で、マサチューセッツ州の政府諸機関によって制定された行政規則を編集したもの。その第950章は州務局長事務室 (Office of the Secretary of the Commonwealth) で、その第32.06条には '公的記録の複製の料金' という条文見出しが付されている。参考までに以下に訳出しておく。

第32.06条 公的記録の複製の料金

第1項 公的記録の複製の料金が法に定められている場合を除き、政府機関は公的記録の複製につき、以下の料金を超える課金をしてはならない。

- (a)号 公的記録の複写については、1ページあたり20セントを超えてはならない。
 (b)号 マイクロフィルムまたはマイクロフィッシュで保管されている公的記録の複製については、1ページあたり25セントを超えてはならない。
 (c)号 コンピュータ化されていない公的記録の要求については、マサチューセッツ州行政規則集第950章第32.03条に定められた、その職務を遂行できるもっとも賃金の安い職員の単位時間経費にもとづき探索時間と該当記録抽

- 出の時間経費として算出される案分比例料金とする。そのうえで、マサチューセッツ州行政規則集第 950 章第 32.06 条第(1)項(a)号および同条同項(b)号にもとづく 1 ページあたり複製料金が課せられる。
- (d)号 公的記録のコンピュータ検索によるプリントアウトについては、1 ページあたり 50 セントを超えてはならない。
- (e)号 コンピュータ化された記録の検索については、コンピュータ使用時間から発生する実費が課され得る。
- (f)号 通常の複製手段によることができない（劣化した）公的記録の複製については、複製の提供に要した実費が課され得る。
- 第2項 評価。公的記録管理者は、全体の経費が 10 ドルを超えると評価される場合には、公的記録の要求の処理に先立って、適切な複製、探索時間および該当記録抽出時間によって発生する料金につき、書面による誠実な評価を交付しなければならない。
- 第3項 郵便料金。公的記録管理者は、郵送料金の実費を課することができる。
- 第4項 公的記録の閲覧。公的記録管理者は、公的記録のたんなる閲覧については、その閲覧の要求への対応がマサチューセッツ州行政規則集第 950 章第 32.06 条第(1)項(c)号にもとづく料金が課され得る探索時間を要しない限り、その閲覧料金を課することはできない。
- 第5項 料金の免除。すべての公的記録管理者は、別途法によって要請されない限り、開示が公共的利益にかなう場合には、料金を免除することが望まれる。
- 第6項 街路別国勢調査記録磁気テープおよび郵送用ラベル—市および町の議会議長のための複製料金。マサチューセッツ州一般法第 51 章第 6 条および第 7 条にもとづき収集された「街路別一覧」データがコンピュータ用磁気テープに編集されている場合においては、
- (a)号 市または町の有権者登録事務官は、みずからもしくはその委任を受けた者をして、90 ドルを超えない最小料金が課される場合には、前記コンピュータ用磁気テープの複製をそれぞれの市または町の議会の議長に対して、ひとりの氏名につき 1 セントを超えない料金で提供し、提供させなければならないものとする。マサチューセッツ州行政規則集第 950 章第 32.06 条第(6)項(a)号にもとづき、750 ドルを超える料金が課されることはない。
- (b)号 市または町の有権者登録事務官は、みずからもしくはその委任を受けた者をして、50 ドルを超えない最小料金が課される場合には、前記コンピュータ用磁気テープから作成された郵送用ラベルのセットをそれぞれの市または町の議会の議長に対して、1 ラベルにつき 2 セントを超えない料金で提供し、提供させなければならないものとする。
- 39) <<http://sfpl.org/index.php?pg=2000001301>>
- 40) 図書館の記録情報は、カリフォルニア州政府法典（Government Code）第 1 篇第 7 章第 6250 条—第 6270 条第 3.5 節にもとづき保護されている。参考までに、第 7 章の冒頭におかれている 6250 条と 6251 条を訳出しておく。
- 6250 条 本章を制定するにあたり、（カリフォルニア）州議会は、個々人のプライバシーの権利に留意し、州民にかかわる事項についての行為、措置に関する情報へのアクセスは州内に居住するすべての人にとっての基礎的で必須の権利であることを認め、ここに宣言する。
- 6251 条 本章は、カリフォルニア州公的記録法（California Public Records Act）として知られるべきものであり、そのように引用されるものとする。

Cf. <<http://www.leginfo.ca.gov/cgi-bin/displaycode?section=gov&group=06001-07000&file=6250-6270.5>>

41) サンフランシスコ市行政規則 (San Francisco Administrative Code) 第 67 条。

この行政規則の 67 条には ‘サンフランシスコ市情報公開条例’ (San Francisco Sunshine Ordinance of 1999) というタイトルがつけられている。その冒頭の総則 (In General) におかれている ‘認定および目的’ という見出しが付された第 67.1 条を訳出しておく。

第 67.1 条 市管理委員会およびサンフランシスコ市・郡の人民は以下のことを認め、かつ宣言する。

- (a) 政府の責務は、市民全体の状況を検討した上で到達した決定にもとづいて、市民にサービスを提供することである。
- (b) (サンフランシスコ) 市および郡の選挙によって選ばれた公務員、委員会、理事会、評議会およびその他の諸機関は、同市・郡の人民に関する事務を執行するために存在する。同人民は、同人民が地元地方政府の運営についてなげを知らなければならないかに関して決定する権利をこれら諸機関に委譲するものではない。
- (c) カリフォルニア州は統治作用への人民のアクセスを守るよう仕組まれた法の長きに及ぶ伝統を有しているけれども、すべての世代に属する政府のリーダーたちのなかには彼らを選出し雇用する人々の精査吟味から逃れてより気楽に公共の事務を実施しようと感じる公務員が含まれる。統治への新しいものもろのアプローチはしばしば公務員たちに対して公共政策の作成を市民の目からのがれて行える余計な方法を提供する。統治がよりよいものへと発展するのに応じて、法は統治の過程が依然として眼に見えるものに確実にとどまらせるよう仕組まれなければならない。
- (d) 政府と政府に代わってその代理をする者が何をしているのかについての人民の知る権利は、民主主義社会にとって基本的なものであり、ほとんど例外なく、その権利は利害関係をもつ政府職員が市民の情報へのアクセスを阻もうとして用いるその他のすべての政策、基本方針に優越するものである。ごくまれで尋常ではない状況においてのみ、市民が政府の事務が秘密裏に実施されることから利益をえるとしても、公務員がその権限を濫用することを防止するためにそのような状況は注意深くまた厳格に定義されるべきは当然である。
- (e) 公共の事務を秘密裏に行おうとする公務員は、その行為についての説明責任を負わなければならない。強力なサンシャイン (情報公開) 条例特別作業班 (Sunshine Ordinance Task Force) によって実施される強力な開かれた政府およびサンシャイン条例だけが開かれた政府における公共の利益を守ることができる。
- (f) サンフランシスコ住民は、彼らが創り出した政府を支配し続けることを確保するためにこの条例の改正を行うことができる。
- (g) サンフランシスコ市および郡に拠点をおく私的組織団体と個人および労働者と公務員は、尊重されるべきプライバシーの権利を保有している。しかしながら、個人または組織団体が政策立案運営機関もしくはは招集された会議体のもとに出席した場合には、当該個人および市民は開かれた公開の手続きを享受する権利を有する。

<[https://law.resource.org/pub/us/code/city/ca/SanFrancisco/Administrative%20Code/chapter 67.pdf](https://law.resource.org/pub/us/code/city/ca/SanFrancisco/Administrative%20Code/chapter%2067.pdf)>

- 42) 連邦法律 107-56 号-2001 年制定のテロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律 (Uniting & Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required To Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001, USA Patriot Act (愛国者法))。この連邦法は、2015 年 6 月 1 日に失効し、翌 6 月 2 日にこれに代わり米国自由法 (USA Freedom Act) が可決成立している。新法の正式な法律題名は Uniting & Strengthening America by Fulfilling Rights and Ensuring Effective Discipline over Monitoring Act of 2015 (2015 年制定の正しい状態を実現し監視活動の効果的統制を確保することによりアメリカを統合し強化するための法律; 連邦法律 114-23 号)。
- 43) 日本の図書館業界では、'ディスカバリー・(レイヤー・) インタフェース' は次世代 OPAC とほぼ同義の概念ととらえられている。
- 44) BiblioCommons(社)は、カナダのトロントを本拠とする私企業で、図書館向けの図書館利用者と直接データのやり取りをするフロントエンドで双方向の目録システムとウェブサービスを開発している。現在、アメリカを含む世界 4 カ国の 200 以上の公共図書館が BiblioCommons 社の開発した Web-OPAC を利用している。
- 45) 権限なく情報をアップロードしたり、情報を変更したりする試みは、厳格に禁止され、1986 年制定のコンピュータ詐欺濫用法 (Computer Fraud and Abuse Act of 1986) および合衆国法典 18 編 (18 U.S. Code) 1001 条および 1030 条にもとづき処罰の対象となりえる。18 U.S. Code の該当章である 47 章には詐欺と虚偽の宣言 (fraud and false statements) というタイトルが付され、1001 条の見出しは一般的な宣言と記入 (Statements or entries generally), 1030 条の見出しはコンピュータに関連する詐欺と関係する行為 (fraud and related activity in connection with computers) である。
- 46) 連邦法としての正式な法律題名は Uniting & Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required To Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001 であり、愛国者法 (USA Patriot Act) と略称される。2001 年制定のこの愛国者法は延長期限切れの 2015 年 6 月 1 日に失効し、代わって米国自由法が制定された。
- 47) 愛国者法の 214 条は '外国諜報監視法にもとづくペンレジスターを使用し罫を仕掛け追跡する権限', 215 条は '外国諜報監視法にもとづく記録およびその他の資料へのアクセス', そして 216 条は 'ペンレジスターおよび罫を仕掛け追跡する装置の利用に関する諸権限の緩和' という条文見出しが付されている。
- 48) 付録 E は 2003 年 1 月 31 日付けの市政管理委員会の決議 53-03 号, 付録 F は 2003 年 2 月 4 日付けのサンフランシスコ公共図書館委員会の「プライバシーと秘密性に対する図書館利用者の権利を守る」と題する決議 2/03。
- 49) 正式なフルの法律題名等は以下の通り。Uniting and Strengthening America by Fulfilling Rights and Ensuring Effective Discipline Over Monitoring Act of 2015, P.L.114-23, June 2, 2015, 129 STAT. 268-313. 一般に使用されるショートタイトルが米国自由法 (USA FREEDOM Act) である。
- 50) 鈴木 滋「米国自由法: 米国における通信監視活動と人権への配慮」外国の立法 267 (2016. 3), pp. 6-46.
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914660_po_02670003.pdf?contentNo=1>

The Transition of Library Privacy Protection in Public Libraries from 20th Century Model to 21st Century Model

YAMAMOTO Jun-ichi

Abstract

Now we are living 21st century social lives. Information technology and Internet have been changing our society and our daily life. Everything continues to be different day by day. Public libraries all over the world are also changing. They have taken new digital contents and various databases. While lots of library users now use e-books and electronic journals, they use PCs in the libraries and enjoy cyberspace.

Librarians believe in intellectual freedom, and library privacy as well. This paper deals with the legal history and construction of library privacy. Substantial idea of library privacy protection style nowadays is different from 20th century's way. Japanese public libraries would like to protect users' library privacy through general ordinances for the protection of personal data held by administrative organs. The author considers such Japanese legal way of style is inappropriate, and U.S. public libraries enforce better protection of the personal library use information through their privacy policies and various privacy protection laws. This paper introduces some examples, including San Francisco, Boston, New York, and so on.